

第 1 章

計画策定にあたって



第1章 計画策定にあたって

1 はじめに

(1)「地域福祉」とは

私たちの住んでいる地域には、高齢者、障がいのある人、子育てや介護に悩んでいる家族、一人暮らしで不安を抱えている人など、さまざまな人が暮らしています。

すべての人の人権が尊重され、住み慣れた地域で、健やかに安心して日常の生活を送り、心豊かな人生を送ることができるような状態をつくっていくことが「地域福祉」です。そのような状態をつくるには、地域社会における福祉の課題に対し、「住民が主体」という視点に立ちながら、住民やボランティア、福祉関係事業者、行政、社会福祉協議会などが協力して、課題の解決に取り組むことが大切です。

(社会福祉法第1条「目的」)

この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉(以下「地域福祉」という。)の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もって社会福祉の増進に資することを目的とする。

(社会福祉法第4条「地域福祉の推進」)

地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者(以下「地域住民等」という)は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

2 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防(要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。)、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題(以下「地域生活課題」という。)を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関(以下「支援関係機関」という。)との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

※下線部分は、平成30年4月の改正で新設された部分。「地域住民等」とは、①地域住民、②社会福祉を目的とする事業を営む者、③社会福祉に関する活動を行う者、この三者をあわせたもの。

※第1項では、地域福祉推進の「理念」として、三者関係により社会的包摂(社会的に弱い立場にある人々をも含め、市民一人ひとり、排除や摩擦、孤独や孤立から援護し、社会の一員として取り込み、支え合う考え方)と共生社会を実現していくことが示され、第2項では、こうした地域福祉を推進していくために「地域生活課題」を把握、解決していくという具体的な「推進方法」を示しています。

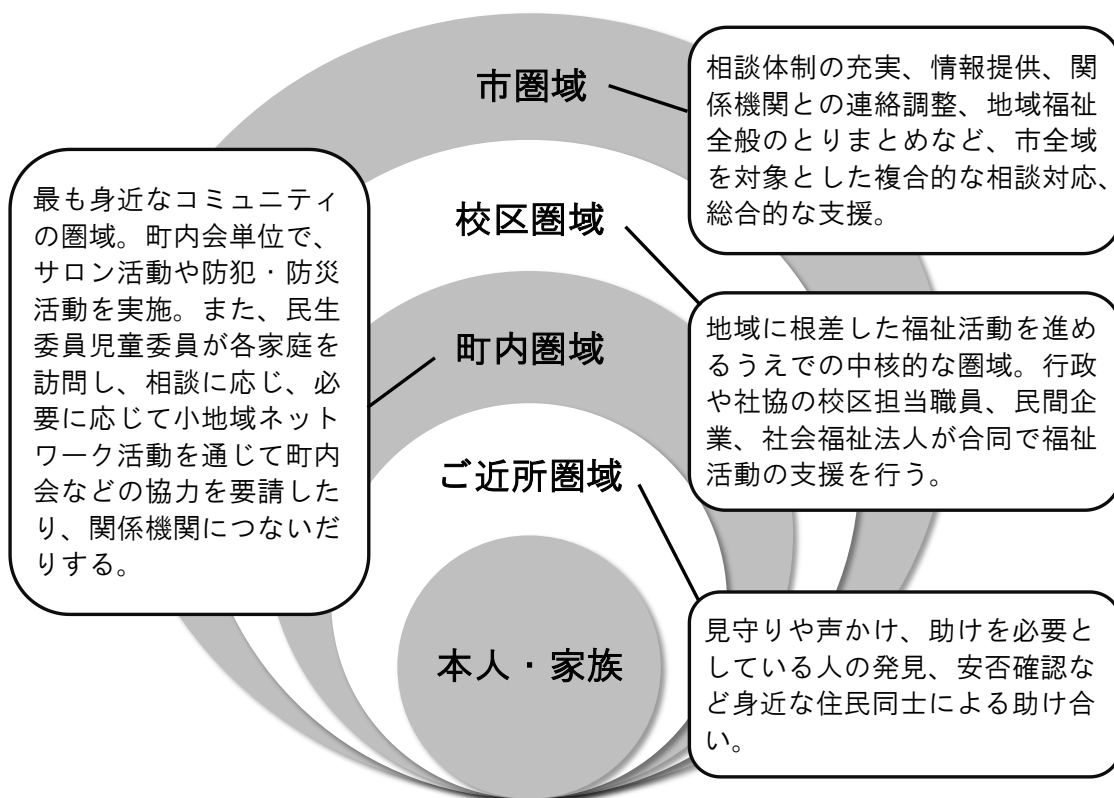
第1章 計画策定にあたって

(2) 地域福祉の対象者と担い手

地域福祉の対象者は、年齢、性別、障がいの有無、国籍などにかかわらず、地域で暮らす、すべての人々です。地域福祉を推進していくためには、地域住民一人ひとりの力（自助）、制度化された相互扶助を含めた地域ぐるみでの支え合い（互助・共助）・助け合い、公的機関による支援（公助）を、重層的かつ相互的に進めていくことが重要です。そうした意味で、地域住民・町内会（自治会）・民生委員児童委員・社会福祉協議会・学校・NPO 等関係団体・民間事業者・ボランティア・社会福祉施設等の職員・福祉関係事業者・保健医療事業者・行政など、あらゆる人々が地域福祉の担い手となります。

(3) 人吉市における地域圏域の捉え方

本計画書において、基本となる地域圏域の捉え方は、次のような形になります。



地域福祉推進のためには、地域を重層的に捉え、それぞれの圏域の役割を整理する必要があります。助けを必要とする本人の周囲には、まず家族がいます。その周りには「班」、「ご近所」があり、町内、小学校区、そして市となります。地理的条件などにより、班やご近所圏域の世帯数は、さまざまですが、それぞれに地域福祉の担い手たちや地域福祉資源が存在します。これらの層の一つひとつをつないでいけば、福祉ニーズは各層をまたがって、助けを必要としている本人からご近所、町内、校区、市へ伝わっていきます。

第1章 計画策定にあたって

2 計画の概要

(1) 地域福祉計画・地域福祉活動計画とは

○地域福祉計画とは

社会福祉法第 107 条に基づき、地域福祉を推進するための総括的な計画として、市町村が策定するものです。住民と行政、福祉関係事業者などが一体となって、地域福祉のあり方や現状をふまえながら、将来の展望や道筋を示していきます。

(社会福祉法第 107 条 「市町村地域福祉計画」)

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 前条第1項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

.....

※下線部分が平成 30 年4月の改正で新設された部分。

※五は、社会福祉法第 106 条の 3(包括的な支援体制の整備)を指す。

(社会福祉法第 106 条の 3 「包括的な支援体制の整備」)

市町村は、次に掲げる事業の実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

- 一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する事業
- 二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する事業
- 三 生活困窮者自立支援法第二条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する事業

第1章 計画策定にあたって

○地域福祉活動計画とは

社会福祉法第109条にある「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」である人吉市社会福祉協議会が策定する計画です。住民が地域でお互いに支え合う仕組みを整えるとともに、地域における福祉に関する活動等を積極的に推進するための指針となるものです。

（社会福祉法第109条 「市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会」）

市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

- 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

前計画に引き続き、住民生活と密接に関連する福祉課題に的確に対応するため、地域福祉計画と地域福祉活動計画を併せて策定し、一体的な推進を図っていきます。

第1章 計画策定にあたって

(2) 計画策定の背景と趣旨

現状

昨今の日本は、少子高齢化の一層の進行や、景気・雇用の低迷、家族や地域におけるつながりの希薄化など、社会状況は大きく変化しています。さらに人々の福祉ニーズの多様化により、保健・医療・福祉等の公的な福祉サービスだけでは十分対応できない状況となっています。このようななかで、子どもや高齢者へのいじめや虐待、ひきこもり、孤独死、生活困窮者の増加など、さまざまな社会問題も顕在化しています。

本市においても、このような地域社会の変化や、福祉ニーズの多様化は、身近なものとして認識されるようになっていきます。また、平成28年4月に発生した熊本地震を体験したことによって、地域住民による助け合いや、災害時における地域での避難行動要支援者の支援活動の重要性が再認識されています。さらに、地震だけでなく、異常気象による風水害の発生や、子どもや高齢者が巻き込まれる犯罪や事故が多発するなか、防災・防犯に対する意識は非常に高まっており、改めて地域を見直すきっかけとなっています。

このようなさまざまな課題を抱えながらも、住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、地域住民などが支え合い、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともにつくっていくことのできる「地域共生社会※¹」の実現に向けた体制整備が、求められています。

※1) 社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。(厚生労働省HPより)

地域福祉に関わる法改正

◆市町村地域福祉計画

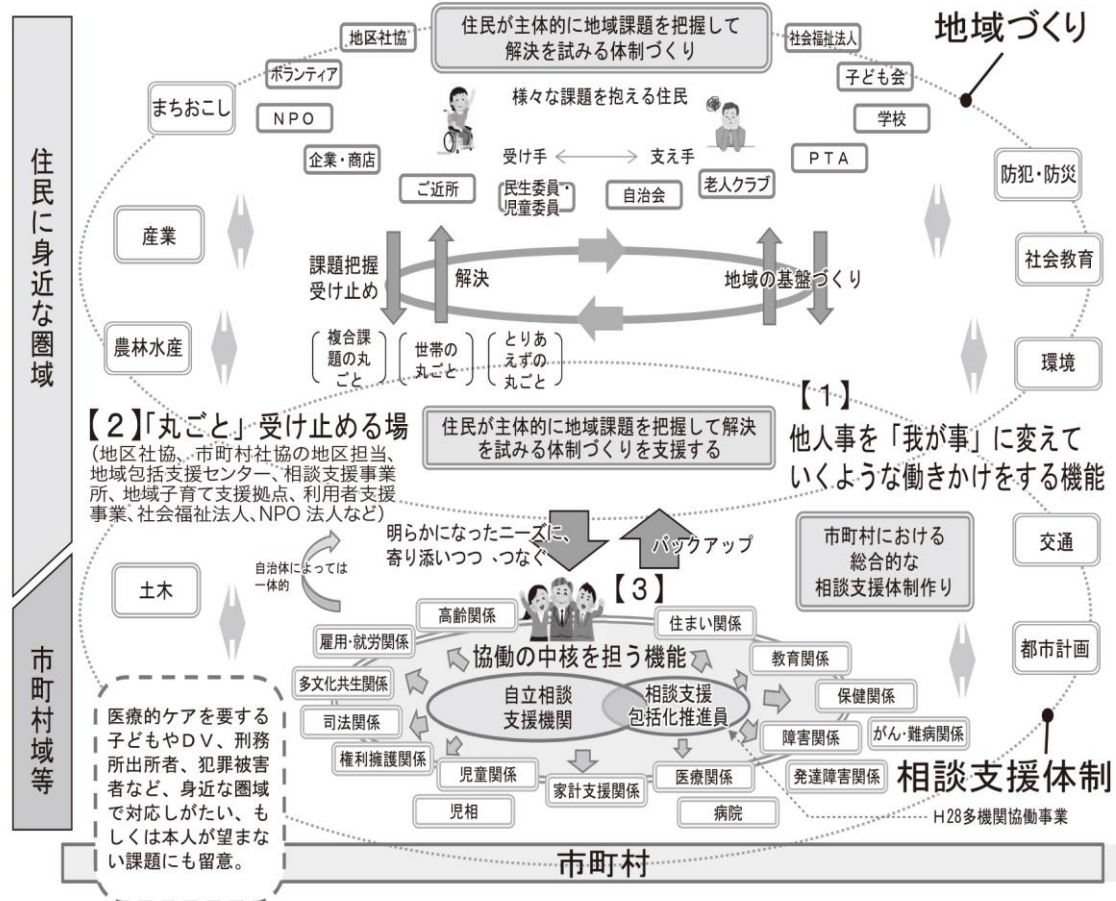
社会福祉法第107条の改正(4ページ参照)により、地域福祉計画の策定が「努力義務」とされるとともに、福祉の各分野における共通事項を定め、他の分野別計画の「上位計画」として位置づけられました。

また、地域共生社会の実現に向けた改革の一環として、平成29年5月の「地域包括ケアシステム※²の強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」により、「包括的な支援体制の整備」という項目が追加され(4ページ参照)、支援を必要とする地域住民や世帯が抱える多様で複合的な生活課題について、地域住民や福祉関係者による把握と、関係機関との連携などによる解決が図られることを目指すことが明記。包括的な支援体制づくり※³(図)に、市町村が努めることが規定されました。

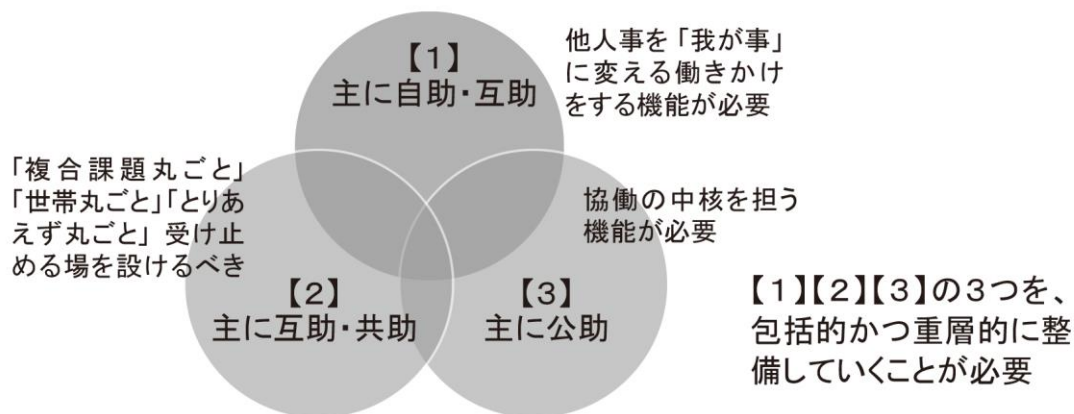
第1章 計画策定にあたって

※2) 団塊の世代(約800万人)が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される体制のこと。(厚生労働省HPより)

※3(図) 地域における住民主体の課題解決力強化・包括的な相談支援体制のイメージ



出典：厚生労働省「地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会(地域力強化検討会)中間とりまとめの概要～従来の福祉の地平を超えた、次のステージへ～」 ※一部編集



本市においては、高齢者施策における「地域包括ケアシステム」の構築、生活困窮者に対する「生活困窮者自立支援制度」の推進など、各制度において、支援の包括化や地域連携、ネットワークづくりが進められています。今後とも、地域包括ケアシステムなどを着実に進めつつ、多様なニーズに対応できる「全世代・全対象型地域包括支援体制」を構築していくことを目指します。

第1章 計画策定にあたって

◆社会福祉法人の地域貢献

社会福祉法人^{※4}は、平成 28 年 3 月の社会福祉法改正により、「地域における公益的な取組」の実現に関する責務が明記されました。これにより、特定の社会福祉事業の領域に留まることなく、さまざまな地域生活課題や福祉ニーズに対応していくことが期待されています。

※4) 社会福祉法において社会福祉法人とは、「社会福祉事業を行うことを目的として、この法律の定めるところにより設立された法人」と定義されています。ここでいう「社会福祉事業」とは、社会福祉法第2条に定められている第一種社会福祉事業（特別養護老人ホーム、児童養護施設、障害者支援施設など）及び第二種社会福祉事業（保育所、訪問介護、デイサービスなど）をいいます。（厚生労働省 HP より）

◆成年後見制度の利用促進

平成 28 年 5 月に成年後見制度^{※5}の利用の促進に関する法律が施行され、平成 29 年 3 月に国の成年後見制度利用促進基本計画が策定されました。計画の中では、「利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善」、「権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり」、「不正防止の徹底と利用しやすさの調和」に取り組むこととされています。また、市町村は、国の計画を勘案して、市町村計画を策定するよう努めることとなっています。

本市においては、今後、策定予定です。

※5) 認知症、知的障害、精神障害などの理由で、判断能力が不十分な方々は、不動産や預貯金などの財産を管理したり、身の回りの世話のために介護などのサービスや施設への入所に関する契約を結んだり、遺産分割の協議をしたりする必要があるが、自分でこれらのことをするのが難しい場合があります。また、自分に不利な契約があってもよく判断ができずに契約を結んでしまい、悪徳商法の被害にあう恐れもあります。このような判断能力の不十分な方々を保護し、支援するもの。（法務省 HP より）

◆生活困窮者への支援

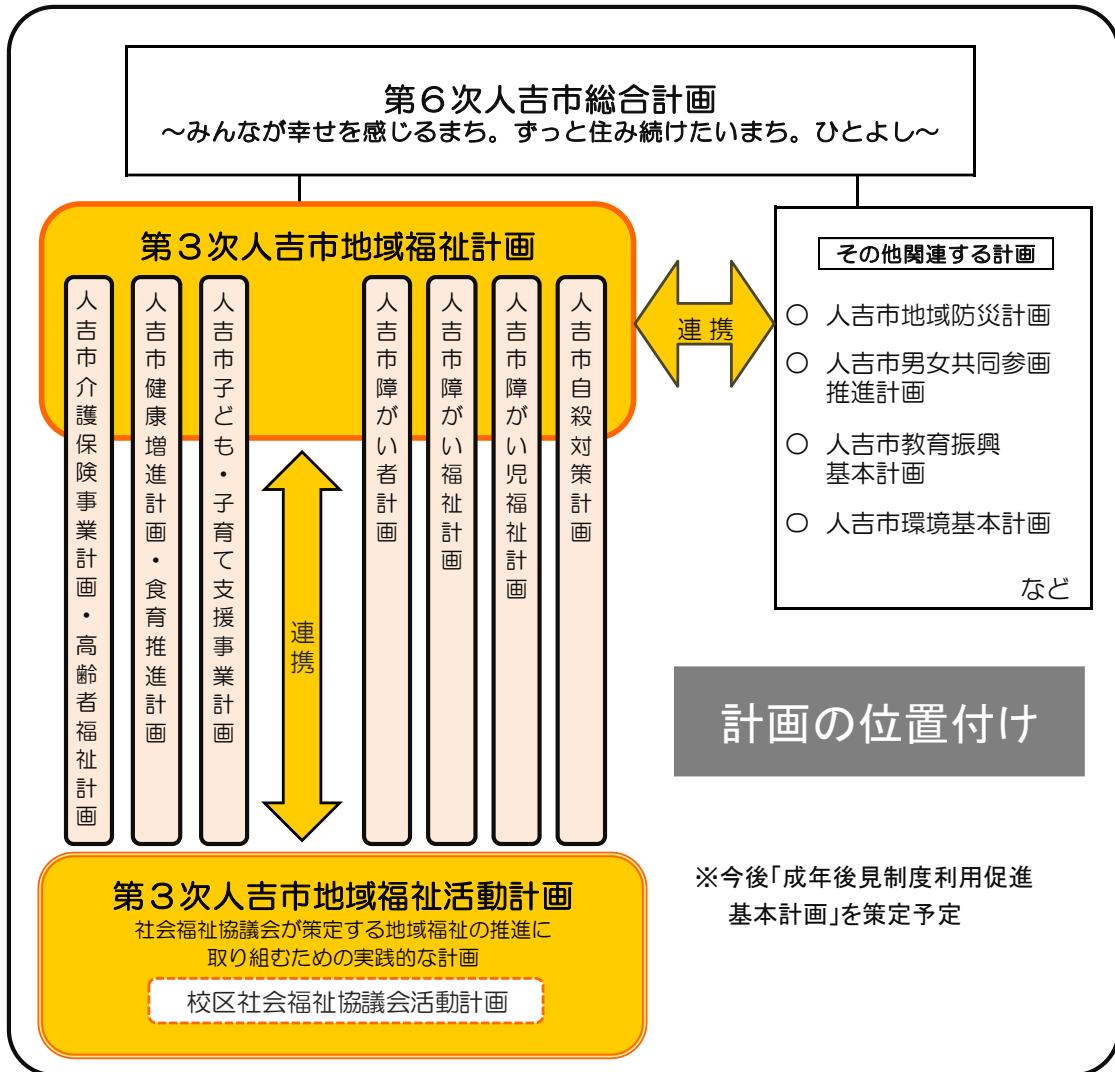
平成 27 年 4 月に生活困窮者自立支援法が施行されたことに伴い、経済的に困窮し、社会保険制度と生活保護制度の間の段階で、これまで支援の狭間にあった方に早期の自立を支援する第2のセーフティネットとして、生活困窮者自立支援制度^{※6}が制定されました。社会情勢が変化するなかで、生活保護受給者以外でこれまで支援が十分でなかった生活に困窮されている方への支援を強化する趣旨のもので、本市では平成 27 年に人吉市社会福祉協議会内にひとよし生活困りごと支援センターを開設し、各種支援を行っています。

※6) 78 ページ参照

第1章 計画策定にあたって

(3) 計画の位置付け

本計画は、「第6次人吉市総合計画（令和2年度～令和9年度）」を上位計画とし、各分野の具体的施策を定めた個別計画と連携・整合を図りながら、地域福祉の推進に関する事項について、具体的な方向性を示すものです。



第2次計画では、すでに策定してある他の個別計画の部分が多く含まれていましたが、本計画策定においては、以下の考え方にに基づき、新たに盛り込む項目などについて検討・整理しながら、計画づくりを行いました。

市町村が既に策定している他の法定計画の対象分野と重なる場合については、その既定の法定計画の全部又は一部をもって地域福祉計画の一部とみなすことができることとする。この場合において、他の法定計画の全部又は一部をもって地域福祉計画の一部とみなす旨を、地域福祉計画の策定段階において明らかにしておくことが必要である。なお、地域福祉計画と既存計画の重複する部分については、既存計画が優先されることが適当である。（厚生労働省 HP「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画策定指針の在り方について」より）

第1章 計画策定にあたって

(4) 保健福祉分野に関連する個別計画の概要

各分野別計画の概要は、次のとおりです。これらの計画が地域福祉の視点で推進されるよう、随時情報交換などを行い、連携を図ります。

第7期人吉市介護保険事業計画・高齢者福祉計画（平成30年度～令和2年度）

介護保険制度や高齢者に関する保健福祉事業の円滑な実施に関する総合的な計画として、取り組む課題を明らかにし、目標を定めるもので、本市の高齢者福祉施策の基本的方向性を示したものです。

第3期人吉市健康増進計画・食育推進計画（平成30年度～令和5年度）

健康増進法（平成14年法律第103号）第8条、食育基本法（平成17年法律第63号）第18条第1項に規定する計画であり、市民みんなが健康で笑顔で暮らせるまちづくりに向けて、市民の健康の増進を図るための基本的な事項を示し、推進に必要な方策を明らかにするものです。

第2期人吉市子ども・子育て支援事業計画（令和2年度～令和6年度）

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第61条に基づく計画であり、すべての子どもの良質な育成環境を保障し、子ども・子育て家庭を社会全体で支援することを目的とし、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」、「地域の子ども・子育て支援の充実」を目指すものです。

第2次人吉市障がい者計画（令和2年度から令和8年度・中間見直し令和5年度）

障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条に基づく計画であり、障がいを正しく理解し、支援する人と支援を必要とする人を結び、気軽に声をかけ合い、笑顔で、ともに生きるまちづくりを積極的に進めるものです。

第1期人吉市障がい児福祉計画（平成30年度～令和2年度）

平成28年に「障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律」が公布（平成30年4月施行）されたことにより、第5期人吉市障がい福祉計画に併せて、児童福祉法第33条の20に基づき、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保を図るべく策定したものです。

第1章 計画策定にあたって

第5期人吉市障がい福祉計画（平成30年度～令和2年度）

障害者総合支援法（平成17年法律第123号）第88条の規定により、障がい者福祉サービス及び相談支援並びに地域生活支援事業を提供するための体制確保を計画的に行うことを目的として策定したものです。

第1期人吉市自殺対策計画（令和元年度～令和5年度）

自殺対策基本法及び自殺総合対策大綱を踏まえ、市民が健康で生きがいを持って暮らせる社会の実現を目指し、計画的かつ効果的に自殺対策を実施するため、保健・医療・福祉・教育・労働・警察・民間団体等のさまざまな分野の機関や団体がそれぞれに役割を担いながら、連携、協力して取り組んでいくための計画です。

（5）その他の関連する計画の概要

人吉市地域防災計画

災害対策基本法（昭和36年法律223号）第42条及び人吉市防災会議条例第2条に基づき、本市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から守るため、市及び関係機関等の処理すべき業務などを具体的に定めたものです。

人吉市男女共同参画推進計画（第3次基本計画）

人吉市男女共同参画推進条例第3条に掲げられた6つの基本理念に基づき、すべての男女がともに支え合い、お互いの人権を尊重しながら、健康でいきいきと暮らすまちづくりを進めるための指針を定めたものです。

第2次人吉市教育振興基本計画（平成29年度～令和2年度）

国や熊本県の教育振興基本計画を参考にし、第6次人吉市総合計画のまちづくりの理念のもとで、どのように教育の振興を図るかその道筋を明らかにするために、人吉市教育の基本理念や目標を明確にし、それを具体化する施策を総合的、体系的に位置付けたものです。

人吉市環境基本計画（令和2年度～令和5年度）

人吉市環境基本条例第9条に基づく計画で、第6次人吉市総合計画や熊本県環境基本計画等と整合性を図りつつ、中・長期的視点に立って、環境づくりの指針を示したものです。また、人吉市総合計画を環境面から総合的・計画的に推進する部門計画としての性格も有しています。

第1章 計画策定にあたって

(6) 計画の期間

本計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。計画の進捗状況や地域福祉をめぐる社会情勢の変化等を把握して、成果を検証しながら、必要に応じて柔軟に見直すこととします。

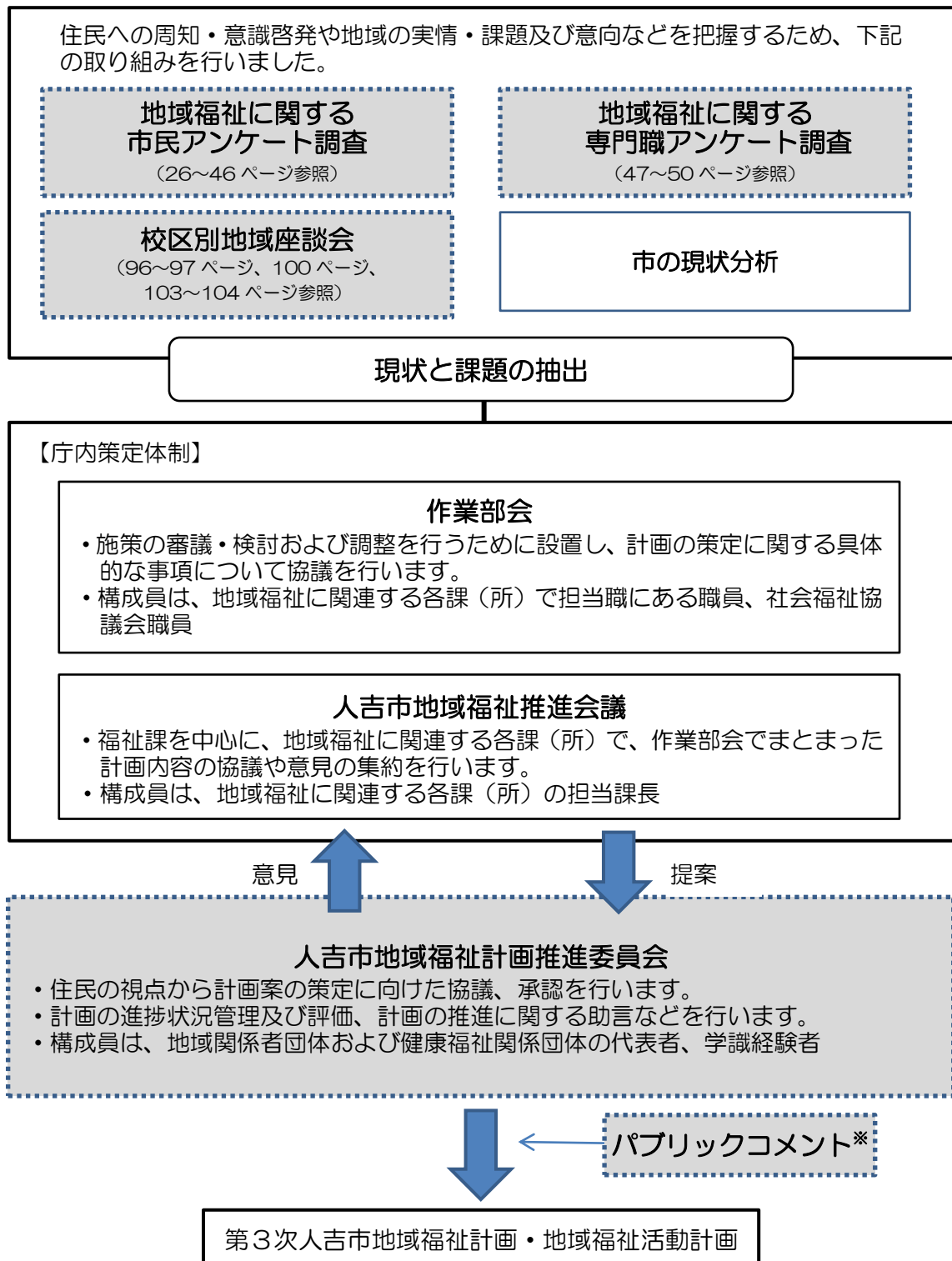
	H27	H28	H29	H30	H31 R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	
総合計画	第5次（H24～31年度）					第6次（R2～9年度）								
地域福祉計画	第2次（H27～31年度）					第3次（R2～6年度）								
地域福祉活動計画	第2次（H27～31年度）					第3次（R2～6年度）								
介護保険事業計画 高齢者福祉計画	第6期（H27～29年度）				第7期（H30～R2年度）									
健康増進計画 食育推進計画	第2期（H26～29年度）				第3期（H30～R5年度）									
子ども・子育て 支援事業計画	第1期（H27～31年度）					第2期（R2～6年度）								
障がい者計画	第1次（H20～29年度※）					第2次（R2～8年度） 令和5年度中間見直し								
障がい福祉計画	第4期（H27～29年度）				第5期（H30～R2年度）									
障がい児福祉計画				第1期（H30～R2年度）										
自殺対策計画				第1期（R1～5年度）										

※障がい者計画 H24年度中間見直し

第1章 計画策定にあたって

(7) 計画の策定体制

※  は、市民参加による策定プロセス



※公的な機関が規則などを定める前に、その影響が及ぶ対象者などの意見を事前に聴取し、その結果を反映させることによって、よりよい行政を目指すものです。

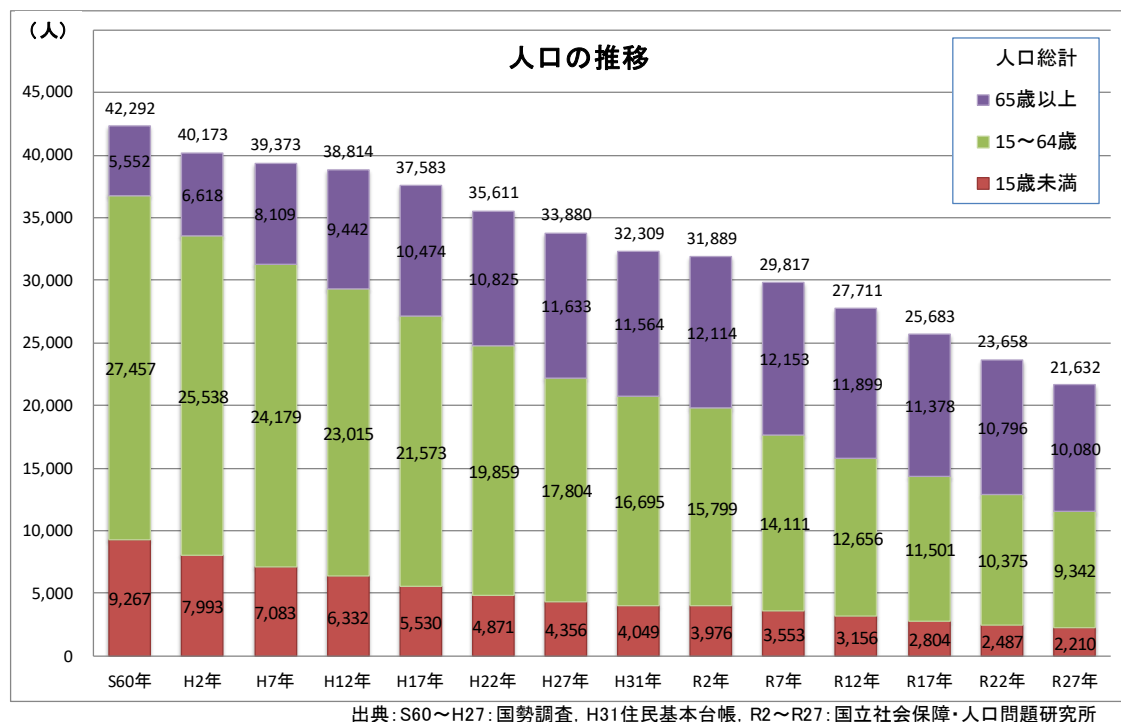
第1章 計画策定にあたって

3 統計から見える人吉市の現状

(1) 人口の状況

本市の人口は、昭和60年の国勢調査では、42,292人でしたが、その後減少しています。

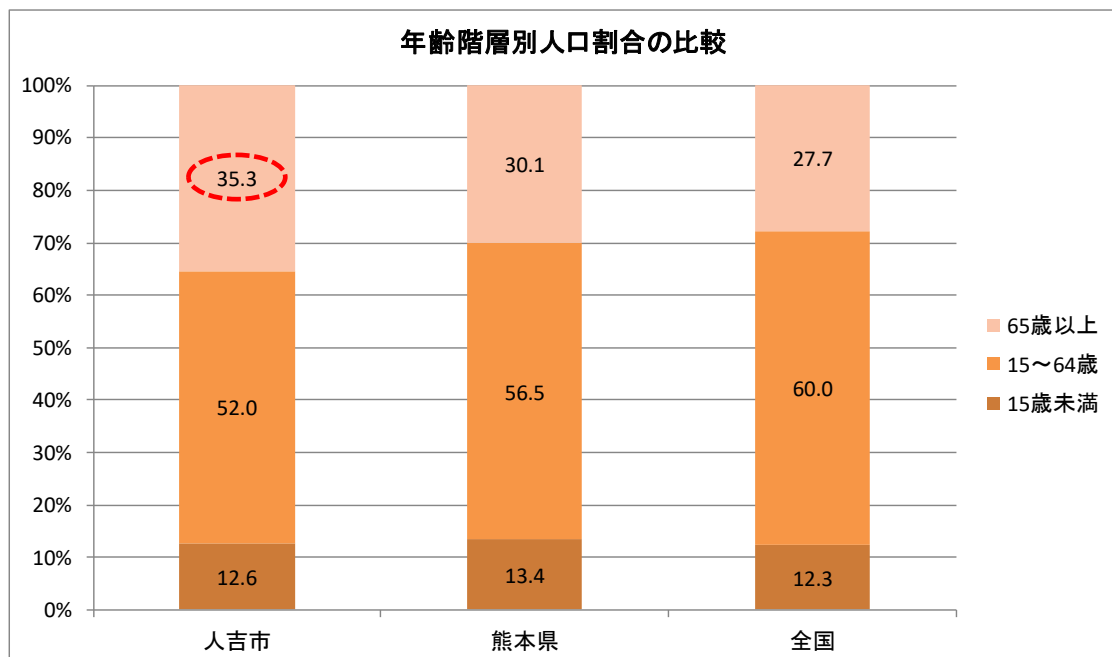
平成31年3月末では、32,309人となっており、このうち、外国人登録人口は、204人となっています。



※S60年～H27年までは年齢不詳者を含むため、合計と一致しません。

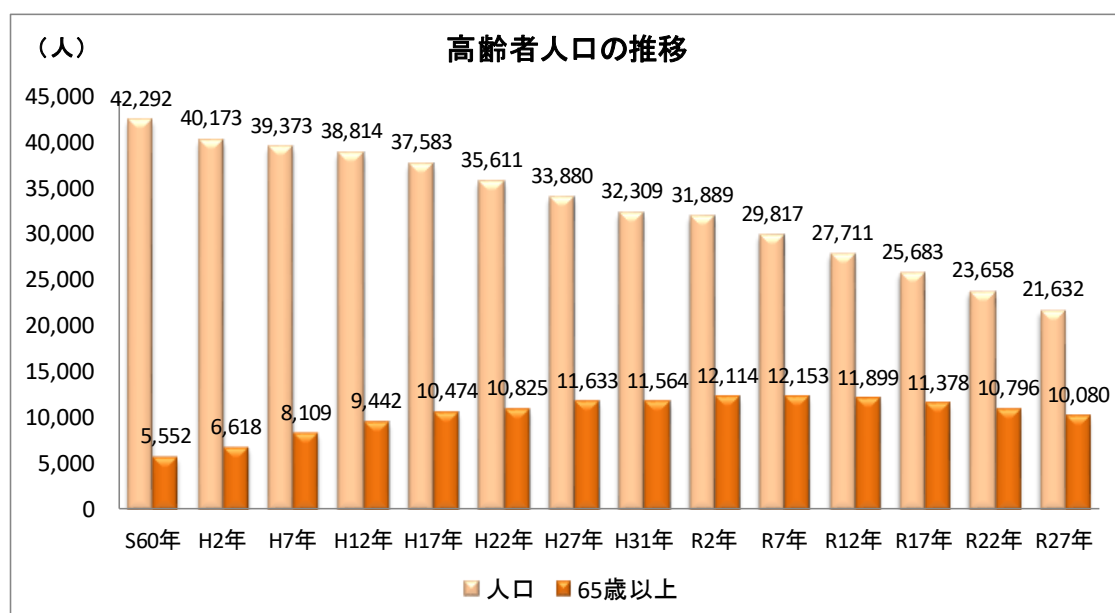
第1章 計画策定にあたって

平成30年9月末の年齢階層別人口割合を見ると、本市の65歳以上の割合は、全国や熊本県より高くなっています。



出典：総務省統計局：政府統計の窓口、人吉市統計年鑑

本市の高齢者（65歳以上）は年々増加し、平成31年3月末で11,564人、総人口に占める割合（高齢化率）は、35.8%となっており、令和7年には、高齢者数12,153人に増加し、高齢化率は40.8%まで上昇すると予測されます。



出典：S60～H27国勢調査、H31住民基本台帳、R2～R27国立社会保障・人口問題研究所

第1章 計画策定にあたって

(2) 世帯数及び1世帯あたりの人員の推移

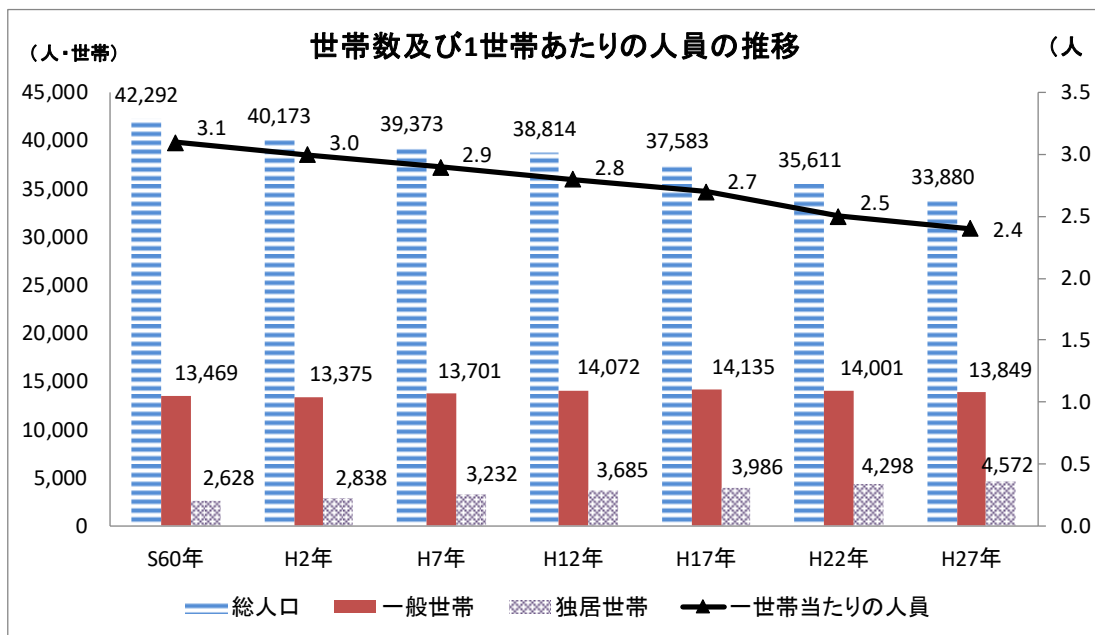
本市の総人口は、年々減少しており、世帯数もなだらかな減少傾向となっています。

また、1世帯あたりの人員も減っており、家族のなかで、助け合うことが難しい状況と思われます。

高齢者について、世帯構造からみると、高齢者世帯、高齢者独居世帯の増加が見られ、特に高齢者独居世帯は、平成22年の1,894世帯から、平成27年の2,076世帯へと5年間で182世帯増加しており、今後も増加する見込みです。

	S60年	H2年	H7年	H12年	H17年	H22年	H27年
総人口	42,292	40,173	39,373	38,814	37,583	35,611	33,880
一般世帯	13,469	13,375	13,701	14,072	14,135	14,001	13,849
一世帯当たりの人員	3.1	3.0	2.9	2.8	2.7	2.5	2.4
独居世帯	2,628	2,838	3,232	3,685	3,986	4,298	4,572
65歳以上の 高齢者独居世帯	646	856	1,164	1,427	1,689	1,894	2,076

出典：S60～H27国勢調査

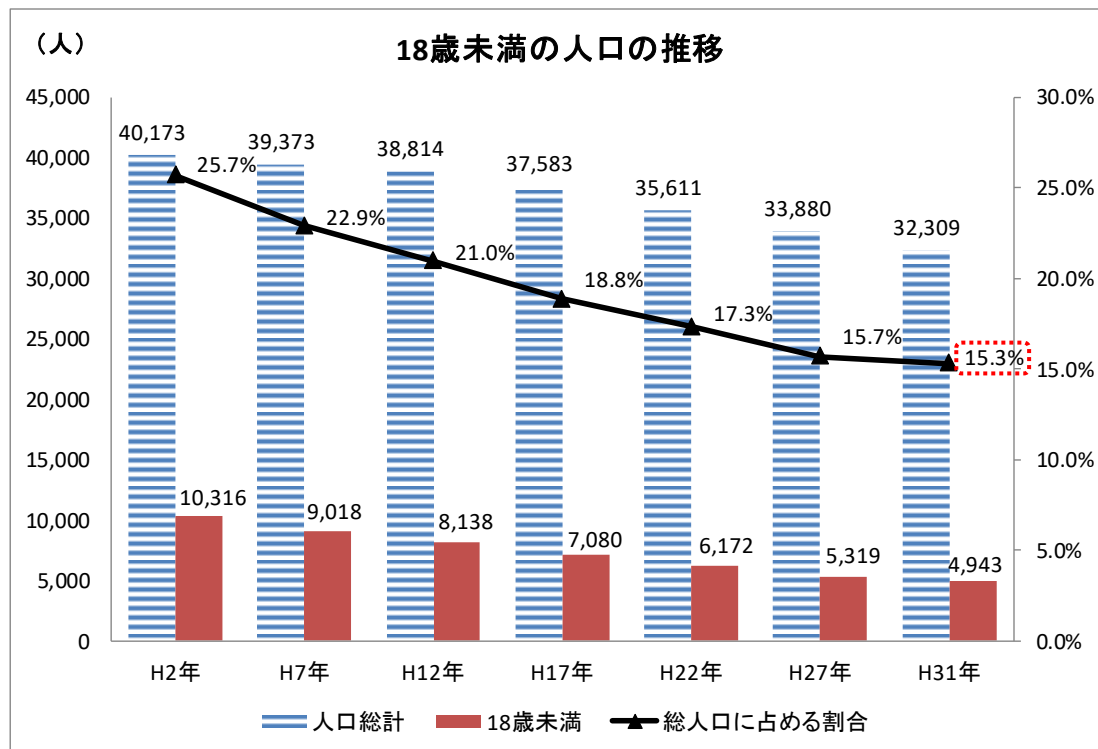


国勢調査による世帯数は、各実施年により定義が異なる場合がある。
一般世帯数とは、総世帯から施設等の世帯を除いたもの。

第1章 計画策定にあたって

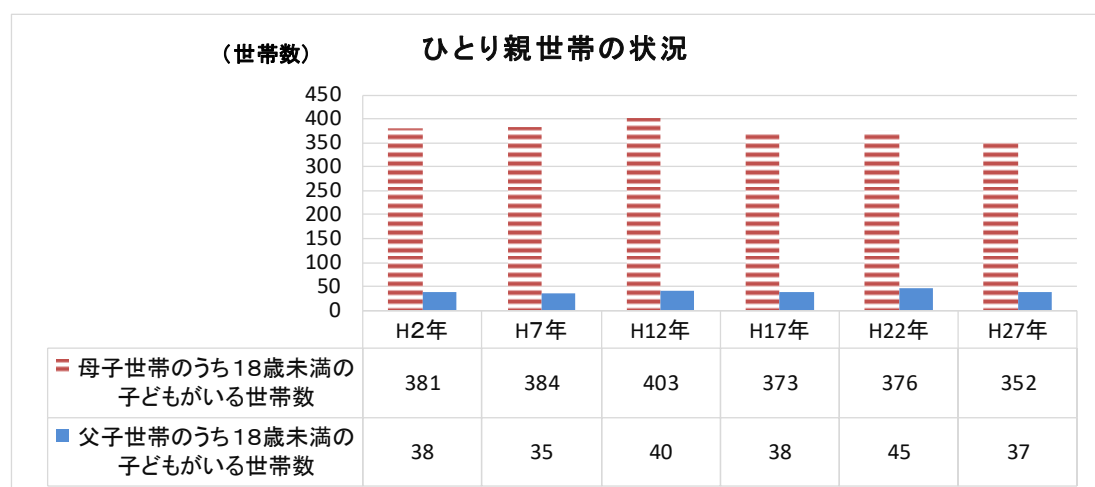
(3) 子ども・子育て家庭の状況

18歳未満の人口は、年々減少を続けており、平成31年3月末では、4,943人、総人口に占める割合は15.3%となっており、今後も減少が見込まれます。



出典: H2～H27: 国勢調査, H31住民基本台帳

18歳未満の子どもがいるひとり親世帯は、平成12年が最も多く、平成27年は、母子世帯352世帯、父子世帯37世帯となっています。



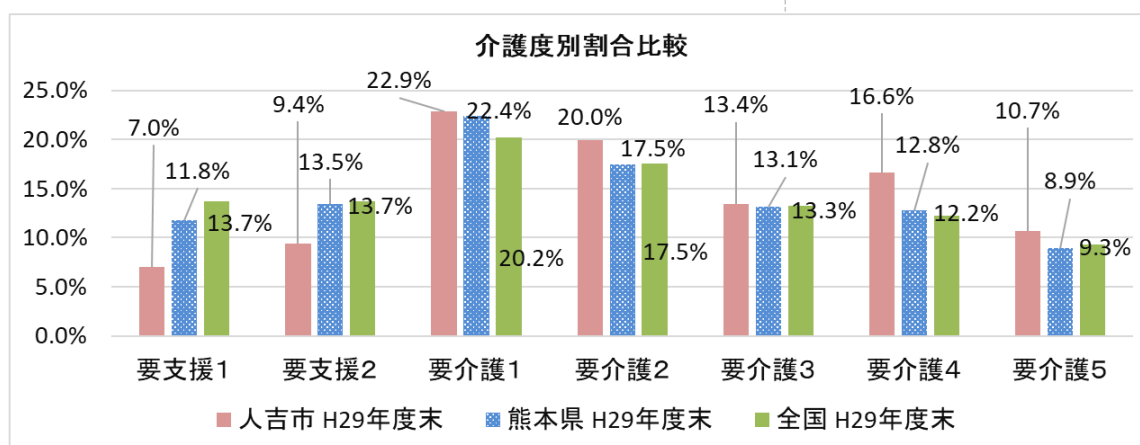
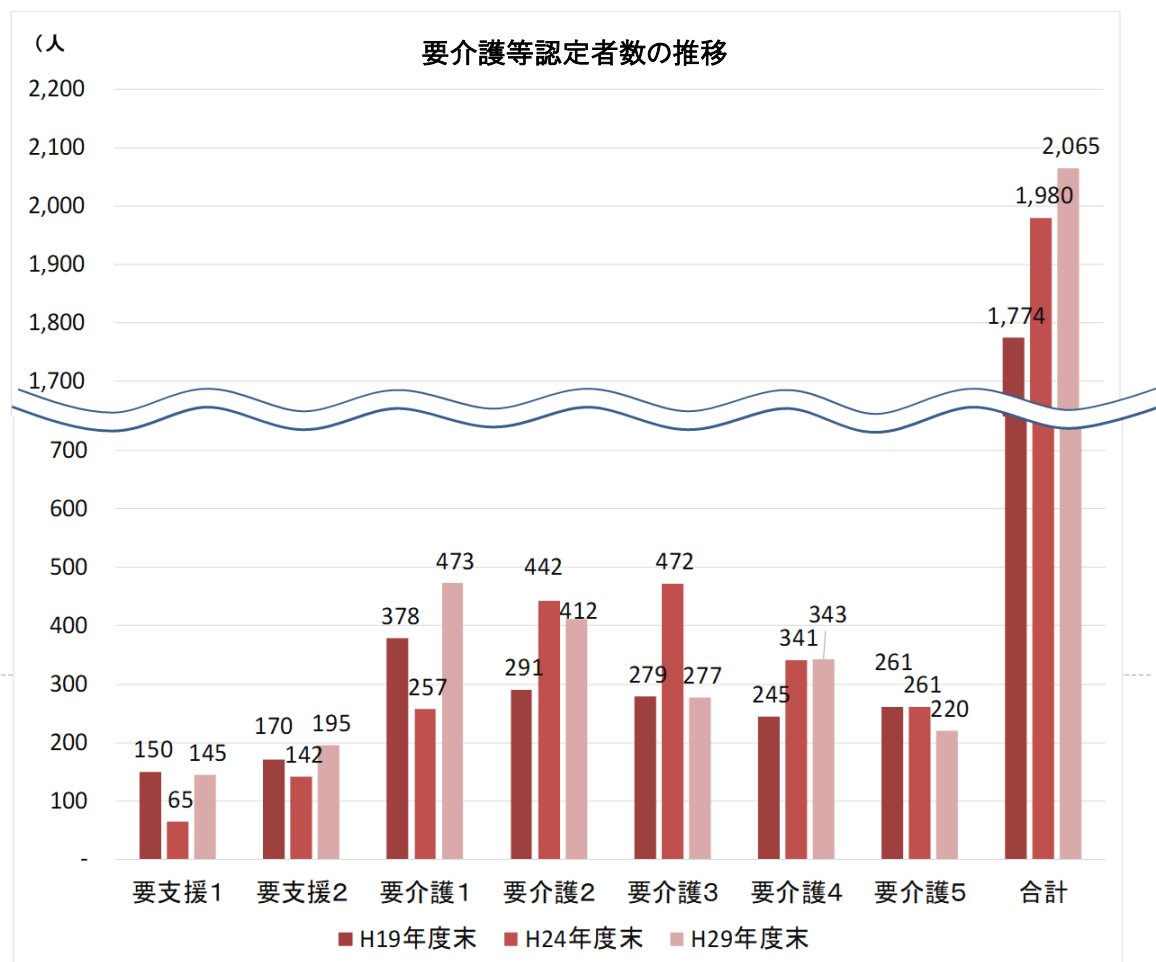
出典: 国勢調査

第1章 計画策定にあたって

(4) 要介護等認定者の状況

平成29年度末の要介護等認定者数は、2,065人であり、平成24年度末の1,980人と比べ、85人、4.3%増加しています。

介護度別で割合を比較してみると、本市では、要介護1から要介護5の認定者の割合が熊本県や全国を上回っています。

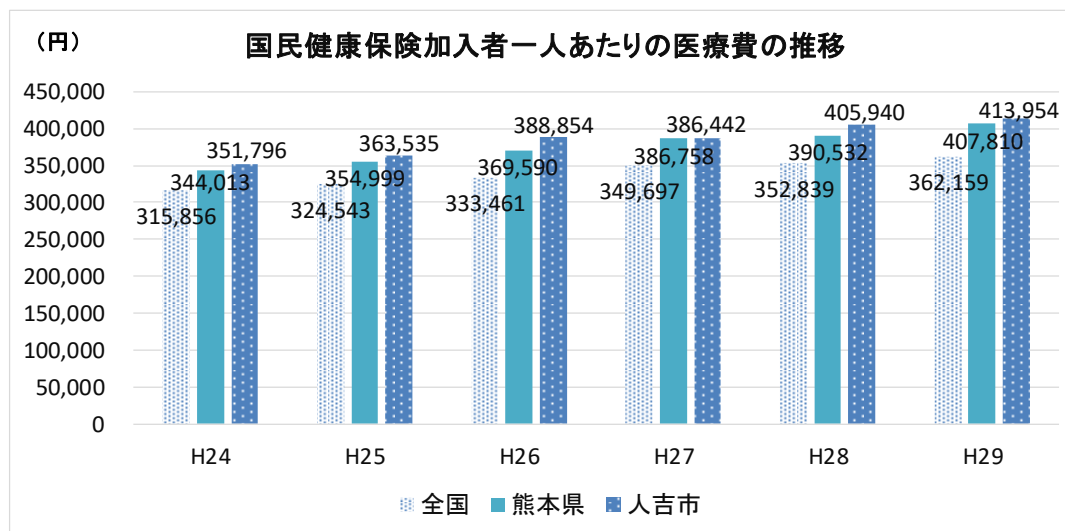


出典：介護保険事業状況報告

第1章 計画策定にあたって

(5) 国民健康保険加入者一人あたりの医療費

本市の国民健康保険加入者一人あたりの医療費は、全国、熊本県と比較して高額となっています。



(6) 障がいのある人の状況

平成 30 年度末の障害者手帳^{※1}所持者数は、身体障害者手帳^{※2}が 1,496 人、療育手帳^{※3}が 353 人、精神障害者保健福祉手帳^{※4}が 276 人で、人口に対する手帳所持者の割合は、6.58%となっています。

5 年前と比較すると、身体障害者手帳所持者が 25.5%減、療育手帳所持者が 12.1%増、精神障害者保健福祉手帳所持者が 10.0%増となっています。

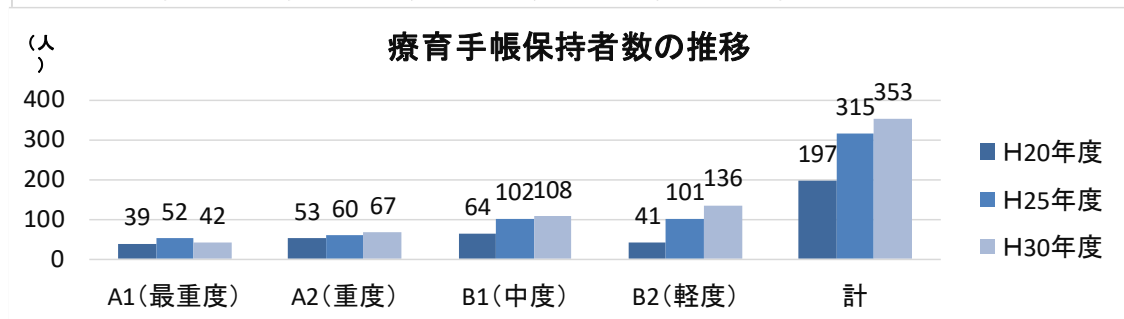
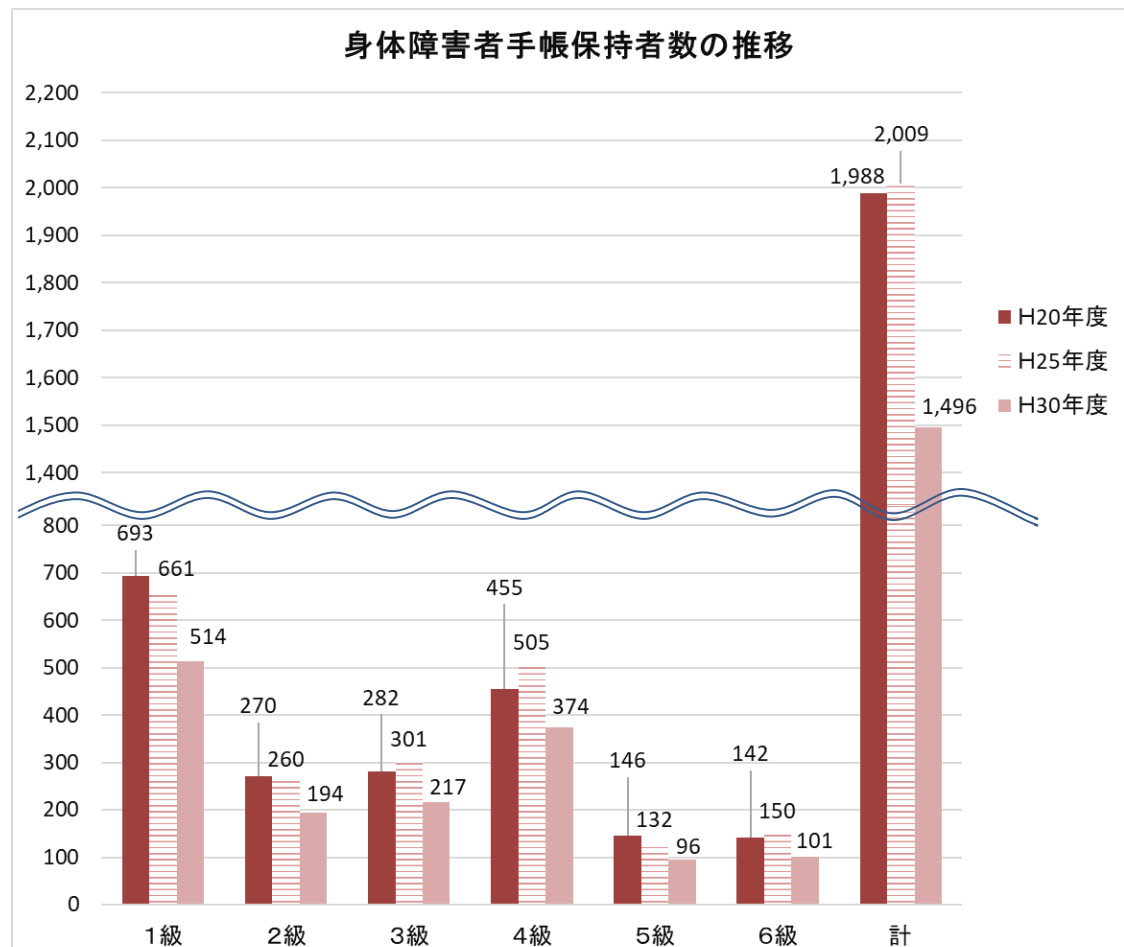
※1) 障害者手帳には「身体障害者手帳」「療育手帳」「精神障害者保健福祉手帳」の3種類があります。

※2) 目や耳、手足、内臓などに一定支援以上の永続する障がいのある人に対して交付されます。

※3) 知的障がい児(者)に対して交付されます。一般的知的機能が明らかに平均よりも低く、同時に適応行動に障がいを伴う状態で、それが 18 歳代までに現れるもの。判定は年齢等により熊本県福祉総合相談所または八代児童相談所で行われ、「知能・発達障がいの程度」と「介護度」によって総合的に判定されます。

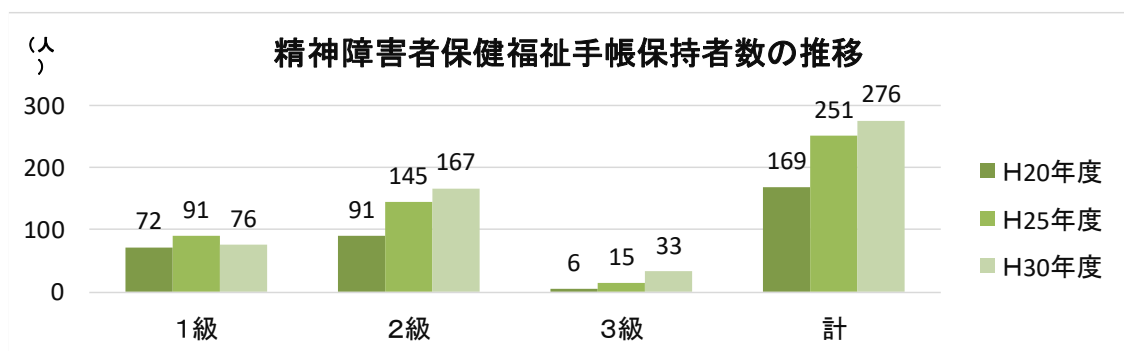
※4) 精神疾患を有する人のうち、精神障がいのため長期にわたり日常生活または社会生活への制約がある人に対して交付されます。

第1章 計画策定にあたって



A1(最重度) 知能指数20以下
B1(中度) 知能指数36～50

A2(重度) 知能指数21～35
B2(軽度) 知能指数51～75



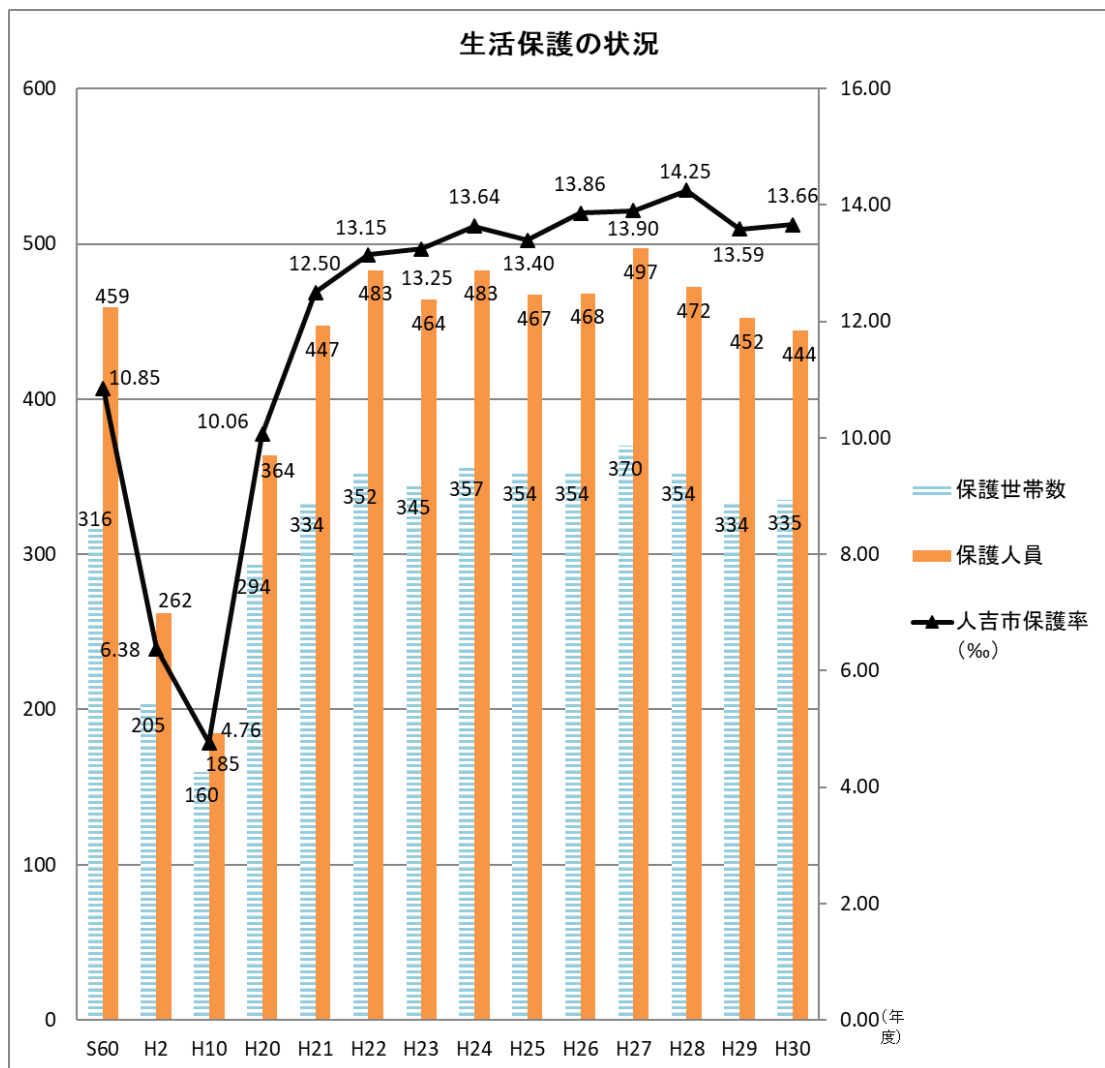
出典：人吉市福祉事務所

第1章 計画策定にあたって

(7) 経済的な支援を要する人の状況

○生活保護

保護率は、昭和60年度は、10.85%でしたが、その後は減少し、平成10年度には、4.76%となりました。その後増加に転じ、平成28年度末には14.25%と過去最高の数値を示しています。これは、平成20年に起こったリーマンショック※1を契機とする世界経済、金融情勢の悪化に伴い、雇用と生活に大きな打撃を与え、多くの失業者や生活困窮者を生み出しました。同時に、医療や介護を必要とする高齢者の貧困の格差も拡大しており、その結果、生活保護の相談、保護申請の増加につながったものと考えられます。



‰(パーミル) …1000分の1を1とする単位

出典：人吉市福祉事務所

※1) 2008年9月15日に、アメリカ合衆国の投資銀行であるリーマン・ブラザーズが破綻した出来事を、これが世界的金融危機の大きな引き金となったことに照らして呼ぶ表現。それに続く金融危機や不況なども含めて意味する表現としてよく使われています。

第1章 計画策定にあたって

○生活困窮者への支援

平成 27 年に人吉市社会福祉協議会内にひとよし生活困りごと支援センターを開設し、関係機関と連携して各種支援を行っています（詳細は 78 ページ）。開設から 6 年目を迎え、地域住民への認知度が向上してきたことにより、相談件数は年々増加傾向にあります。今後も生活困窮者が早期に相談ができ、適切な支援につながるよう取り組んでいくことが必要になります。

【H30 年度支援実績】

事業	件数	実施主体
自立相談支援事業	96	人吉市
住居確保給付金事業	2	人吉市
家計改善支援事業	52	人吉市
就労準備支援事業	11	人吉市
学習支援事業	6	人吉市
生活福祉資金利用者数	1	熊本県社会福祉協議会
人吉市小口福祉資金貸付利用者数	7	人吉市社会福祉協議会
消費生活センター相談(生活困窮)	17	人吉市

(8) 避難行動要支援者

避難行動要支援者とは、在宅の高齢者や障がいのある人などの要配慮者のうち、特に支援を要する人をいいます。災害時に一人暮らしなどで、自力で避難が出来ない人や不安に思われている人が、福祉台帳（避難行動要支援者）に登録することにより災害に備え、その情報を防災機関などで災害時の安否確認・避難・救助活動や防災訓練（災害時等支え合いマップ作成）などに活用しています。

平成 31 年 4 月末の避難行動要支援者登録者数は 1,060 人で、平成 26 年 4 月末と比べ、69 名減少しています。

【避難行動要支援者登録者数】

- 1,060 人（平成 31 年 4 月末）
- 1,129 人（平成 26 年 4 月末）
- 1,066 人（平成 22 年 4 月末）

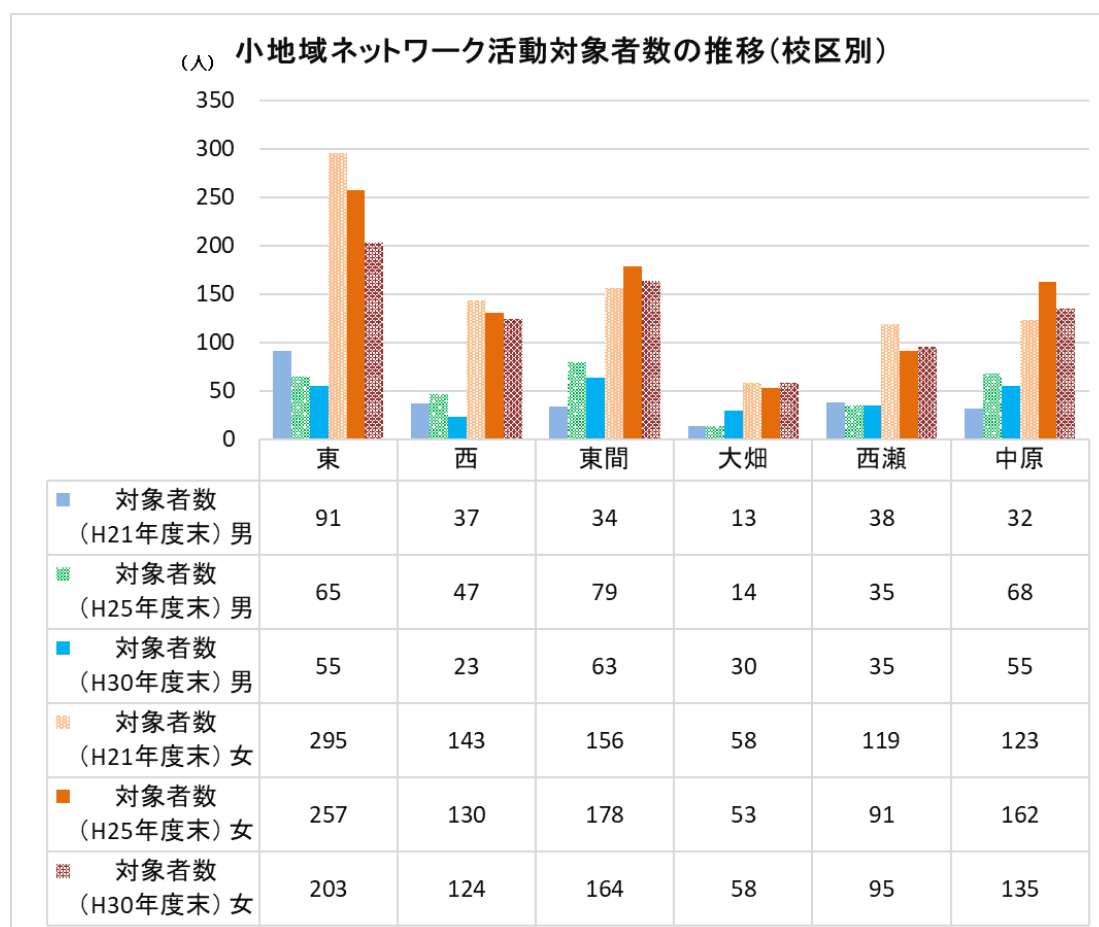


第1章 計画策定にあたって

(9) 小地域ネットワーク活動

小地域ネットワーク活動とは、各校区社会福祉協議会と町内会を中心に、一人暮らしなどで生活に不安を持っている方などの在宅生活を支えるための小地域（町内）をベースにした見守り活動のことで、地域住民による支え合い・助け合い活動を進めています。

地域住民と民生委員児童委員、くらし見守り相談員、町内会長、老人クラブ（シニアクラブ）（シルバーヘルパー）などの関係者が連携する見守り活動や支え合い・助け合い活動は、住民同士の安心の絆を育み、信頼関係を築いています。



☆小地域ネットワーク活動の対象者については、93 ページをご覧ください。

第1章 計画策定にあたって

4 第2次計画の振り返り

(1) 取り組みの方向性

地域福祉に関するアンケート調査や校区别地域座談会のなかで、ご近所付き合いや地域のつながりが少なくなっていることなどが浮かび上がった一方で、地域とのつながりが求められていることがわかりました。このことから、一人ひとりが自分らしい幸せな生活を送るために、自助・共助・公助の役割分担を考慮し、住民、ボランティア、関係団体、事業者、行政、社会福祉協議会がお互いの特性を活かして、相手を大切に思う気持ちを持ち、しあわせいっぱい福祉のまちづくりを目指すものとして、「ひとを思いやり ともに支え合う よろこびあふれる しあわせのまち ひとよし」を基本理念に、4つの基本目標に従って取り組みを展開してきました。

(2) 成果

第2次計画の取り組みの推進を通じて、以下の成果が得られました。

基本目標1 みんなで育もう！ 思いやりの心

- ・地域住民や地縁組織（町内会、民生委員児童委員、子ども王国保安官、くらし見守り相談員など）による子どもの登下校の見守りやあいさつ運動、高齢者への日常的な声かけや見守り活動による生活課題の把握や解決に向けた検討、人権に関する講演会開催などを通じて、思いやりの心の醸成を図ることができました。

基本目標2 みんなでつなごう！ 地域の輪

- ・町内活性化の取り組みを支援するための各校区支部市政懇談会の開催、公民館やコミュニティセンターなどを中心とした交流の場の提供と内容の充実、障がい福祉サービス事業所や支援団体などによる健常者と障がいのある人との交流イベントなどを通じて、地域住民同士のつながりを深めることができました。
- ・小地域ネットワーク※¹を核に、地域の福祉課題を共有し、考え、解決する仕組みづくりを進めています。

※1）6つの校区（小学校区）社協を中心に、一人暮らしなどで生活に不安を持っている方が、安心して生活できるようにするため、小地域（町内）をベースにした見守りのネットワーク活動のこと。

基本目標3 みんなでつくろう！ 安心して暮らせるまち

- ・各種地縁組織による定期的な訪問活動や、災害時等支え合いマップ※²作成の促進、高齢者、教育、子育て、就労、消費者問題など各種相談窓口の設置により、支援を必要とする人の把握、支える体制整備を行うことができています。
- ・平成29年度から自治振興課内に空き家対策係を設置、平成31年4月より『人吉市空き家等対策計画』を策定したことにより、空き家等の利用促進や地域住民の生活環境保全についての取り組みが進んでいます。

第1章 計画策定にあたって

※2) 災害時に避難行動に支援が必要な方、いわゆる「避難行動要支援者」を、災害が発生した時に、誰が支援者として避難支援するものかを確認し、地域の危険箇所などの情報（町内にある助け合いや支え合いの仕組みを、要支援者の支援に活かすため、住宅地図上に丸いシールを貼って作成）を、地域住民が日頃から共有し、いざという時に備えるもの。

基本目標4 みんなで進めよう！ 生きがいと幸せを感じられるまち

- 行政や各団体において健康教室の場の提供、普及拡大に努め、地域住民の健康づくりにつながる取り組みを推進することができました。
- 平成27年4月に国の制度として「生活困窮者自立支援制度」が始まり、本市においても、生活困窮者の自立支援に取り組んでいます。人吉市社会福祉協議会との連携により、生活困窮者が社会とのつながりを実感する場面も多く見られるようになりました。
- 障がいのある人の自立促進に向けて、平成29年度からは人吉球磨雇用対策促進協議会も協議に加わり、具体的な手法について検討することができました。

（3）第3次計画に引き継がれる課題

第2次計画から以下の課題を引き継ぎ、第3次計画で取り組みを進めていきます。

- 障がいや障がいのある人に対する理解への取り組みは継続していますが、偏見や差別が全くない状況にあるとは言い切れないことから、幼少期から、障がい理解を深める取り組みが必要です。
- ボランティア活動に関心を持つ人は少なくないものの、そうした方々が、地域福祉活動につながっていないのが現状です。支え合いの仕組みに不可欠な人材を確保するため、福祉に関する知識や素養のあるなしに関わらず、地域福祉活動に興味のある人を見つけ、育成する取り組みと、取り組み後に、実際に地域福祉活動に参加してもらえるような環境づくりが必要です。また、地域の福祉課題を共有し、考え、解決する仕組みづくりを進めていくことも必要です。
- これからの高齢社会では、家族だけで支えることに限界があるため、地域での世代を越えた人々との間で「顔の見える」助け合いにより行われる「互助」という考え方のもと取り組みを推進することが必要です。
- 医療、介護の各機関および地縁組織（町内会、民生委員児童委員、くらし見守り相談員、老人クラブなど）との連携強化、及び、地域包括ケアシステムの実現のために、地域包括支援センターの機能強化が必須です。
- 生活困窮者の自立支援について、地域とのつながりを孤立させないように、相談者に寄り添いながら解決への糸口を見い出す取り組みが必要です。
- 障がいのある人の自立促進について、就労系の障がい福祉サービスに加え、農商工関係との連携による就労促進を図っていく必要があります。

第1章 計画策定にあたって

5 地域福祉を取り巻く状況

本計画策定にあたり、地域住民の地域福祉についての意見や日常生活での課題・問題点を把握するため、地域住民や福祉に関わる専門職を対象にしたアンケート調査、校区別地域座談会（96～97 ページ、100 ページ、103～104 ページ参照）を実施しました。

■市民アンケート調査の実施概要

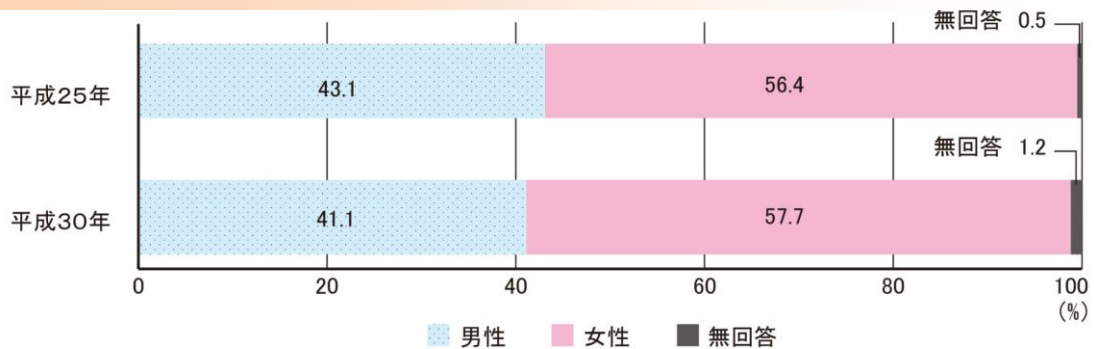
調査対象者	人吉市内に住む 20 歳以上の方 2,000 人を無作為抽出
調査方法	対象者に郵送で調査票を配布し、記入後、返信用封筒で返送
調査期間	平成 30 年 10 月 9 日（火）から平成 30 年 10 月 22 日（月）
回収数	884 人 ※平成 25 年実施分は、1,072 人
回収率	44.2% ※平成 25 年実施分は、53.6%

※平成 25 年 10 月にも同様のアンケート調査を実施しており、2つの結果を比較することにより、その後の推移を把握しています。ただし、アンケート内容が一部異なるため、平成 25 年の結果データがなく、比較できないところもあります。

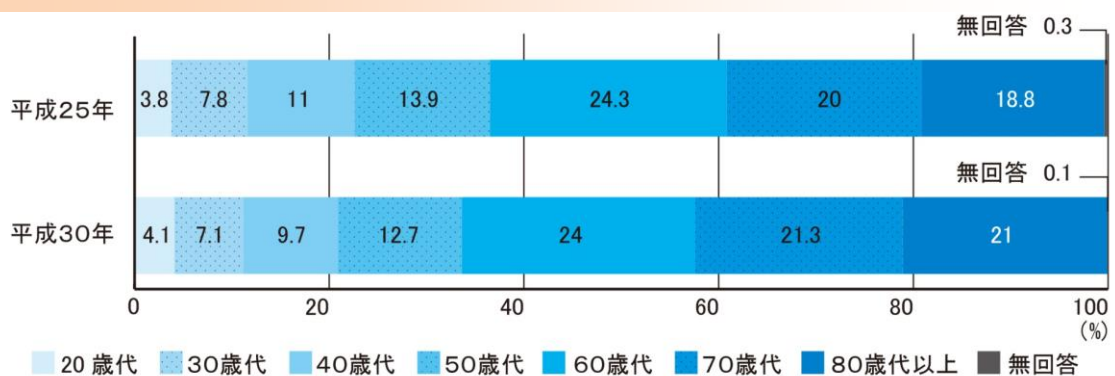
※割合はすべて百分率で表し、小数点以下第 2 位を四捨五入して算出しているため、百分率の合計が 100%にならないところもあります。

※問 29（自由記述欄）については、巻末の資料編 110～115 ページに掲載しています。

問 1. あなたの性別を教えてください。【どちらかに○】

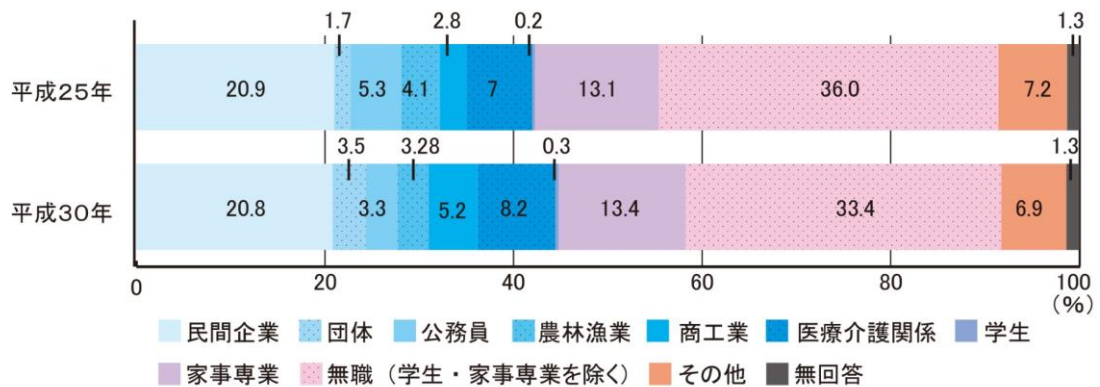


問 2. あなたの年齢を教えてください。【○は1つだけ】

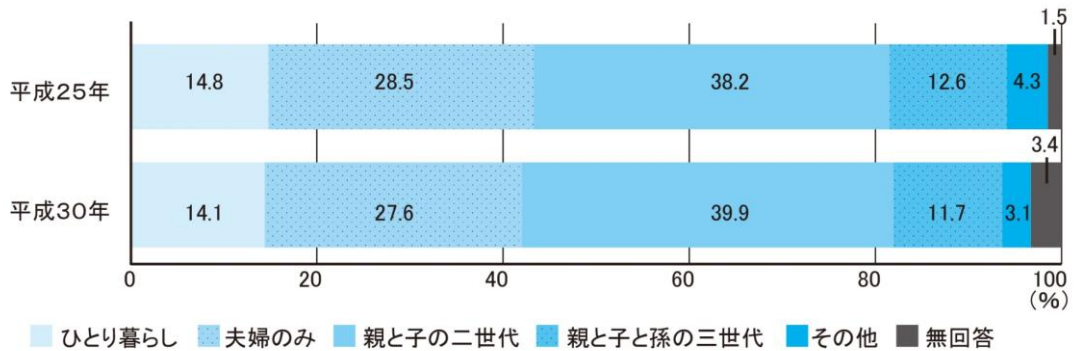


第1章 計画策定にあたって

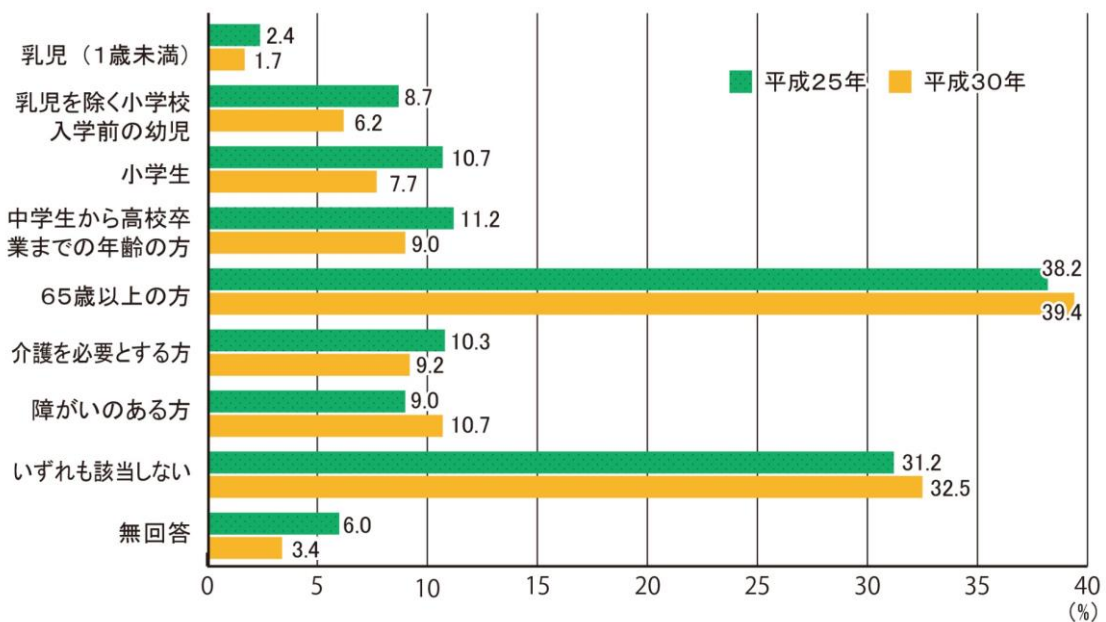
問3. あなたの職業を教えてください。【主なもの1つに○】



問4. あなたの家族構成を教えてください。【○は1つだけ】

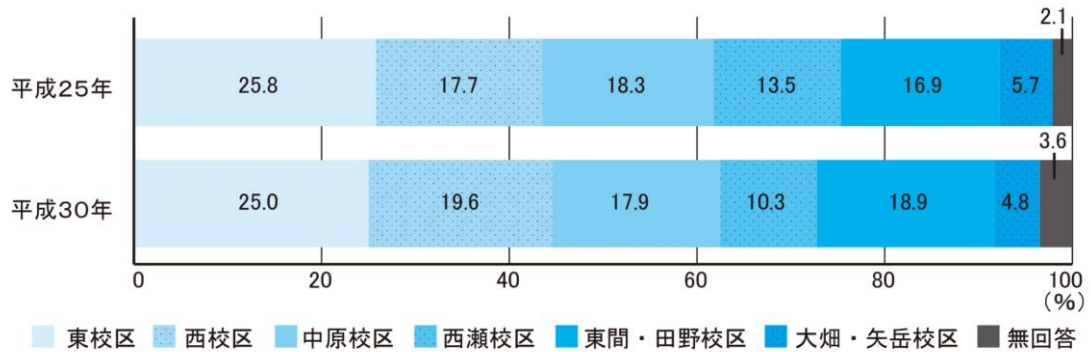


問5. あなた自身、もしくはあなたが一緒に住んでいる家族の中に、次のような方はいますか。【あてはまるものすべてに○】

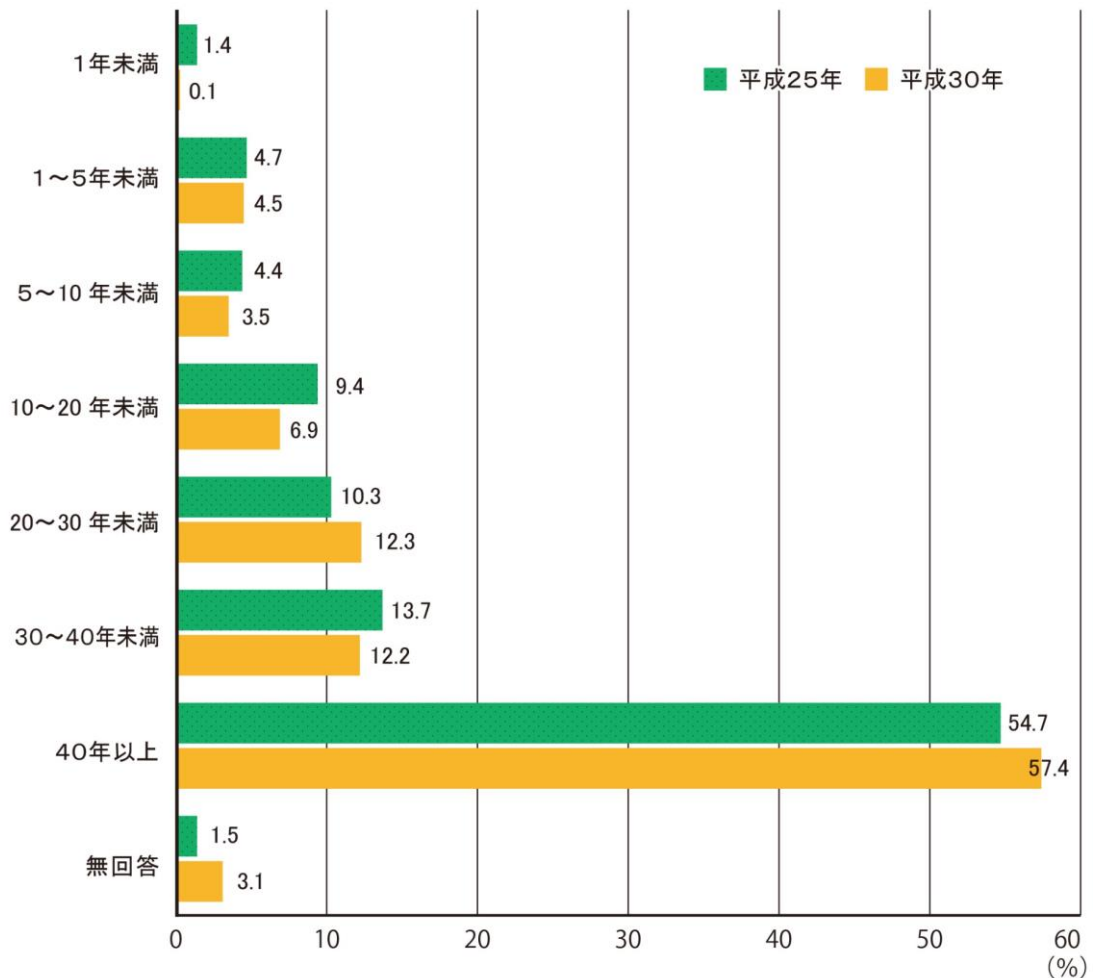


第1章 計画策定にあたって

問 6. あなたのお住まいになっている小学校区を教えてください。【〇は1つだけ】

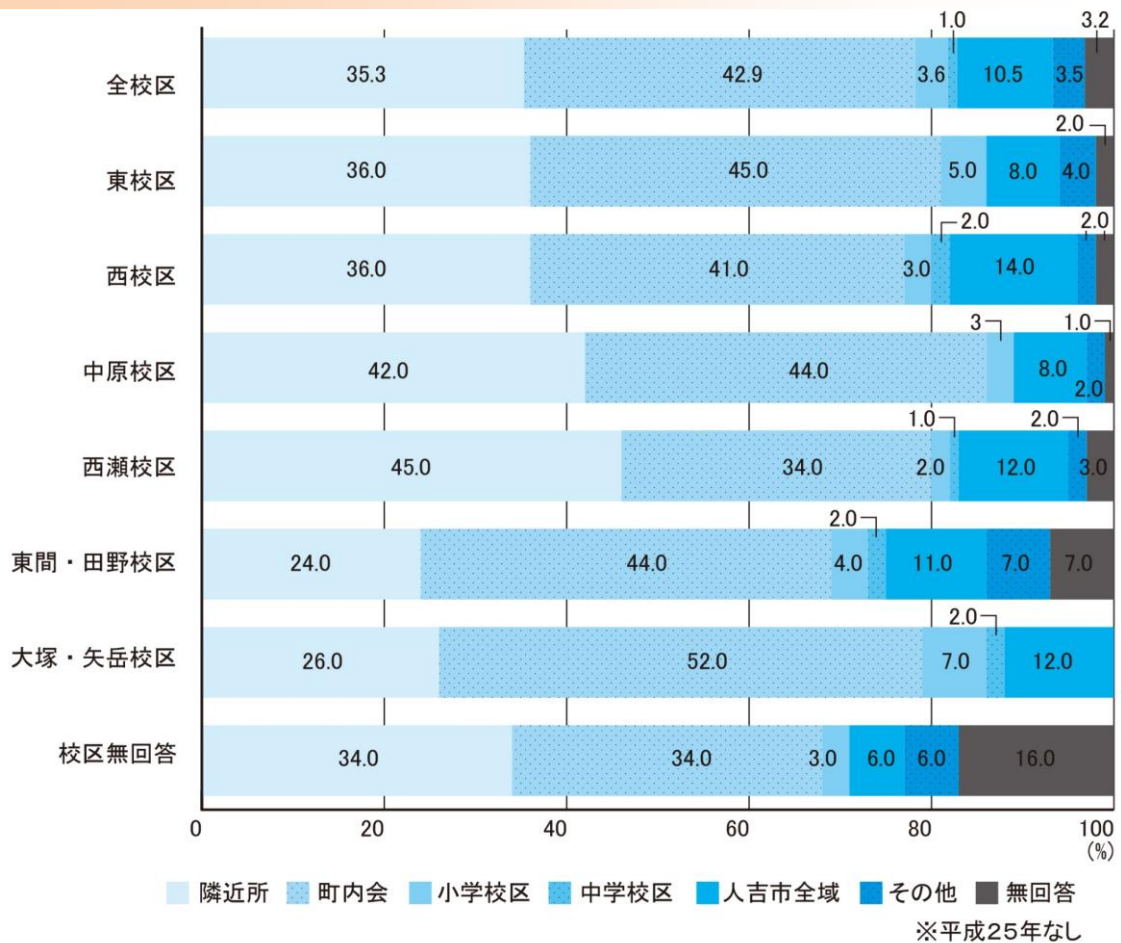


問 7. 人吉市に生まれて何年になりますか。(通年)【〇は1つだけ】これまで、市外に転出されたことがある方は、転出前に住んでいた期間も合わせてください。

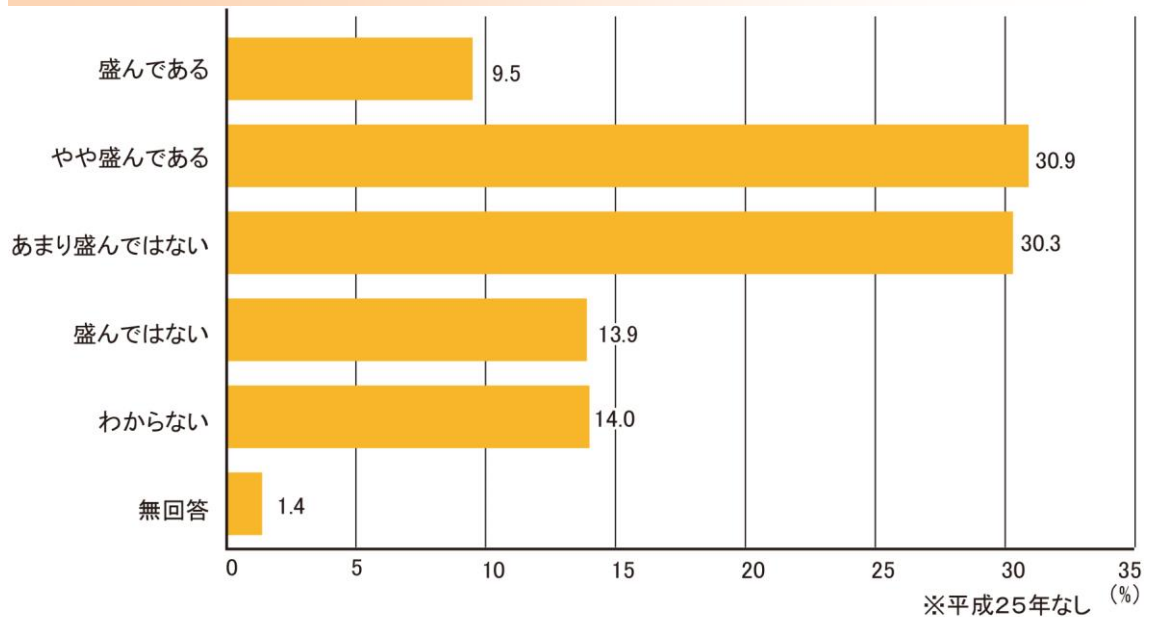


第1章 計画策定にあたって

問8. あなたにとって、住民が一体感をもって互いに助け合うことのできる「地域」とはどの範囲のことをいいますか。【〇は1つだけ】

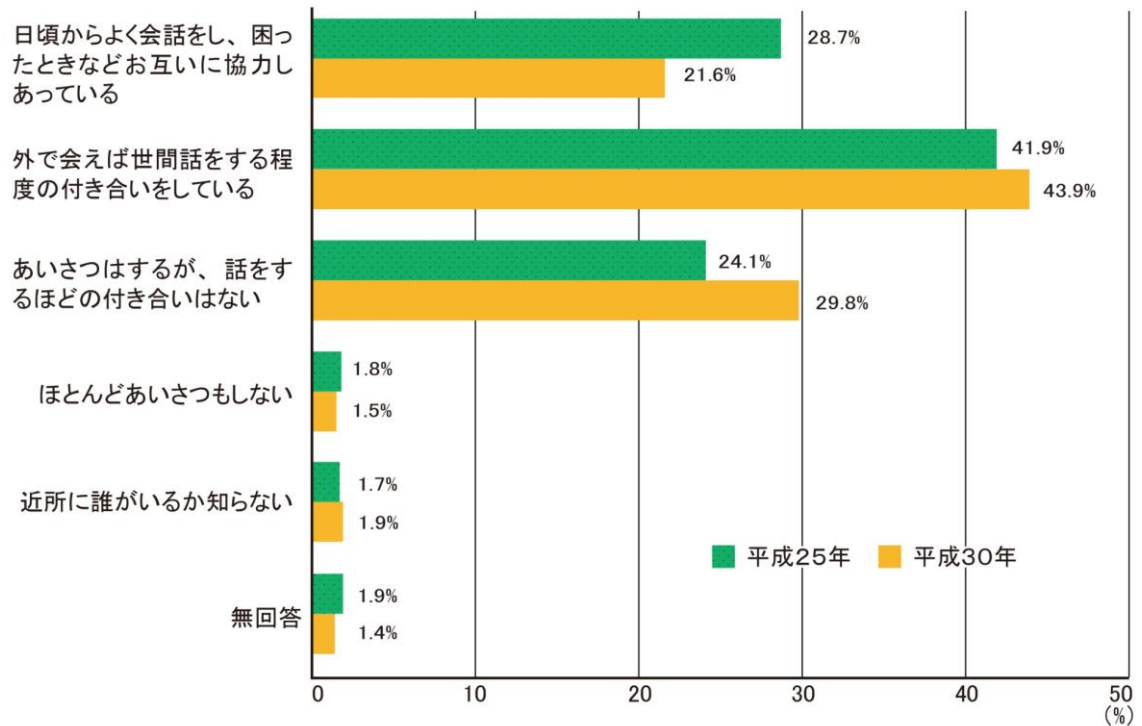


問9. あなたが住んでいる地域では住人の交流（近所付き合い）が盛んだと思いますか。【〇は1つだけ】

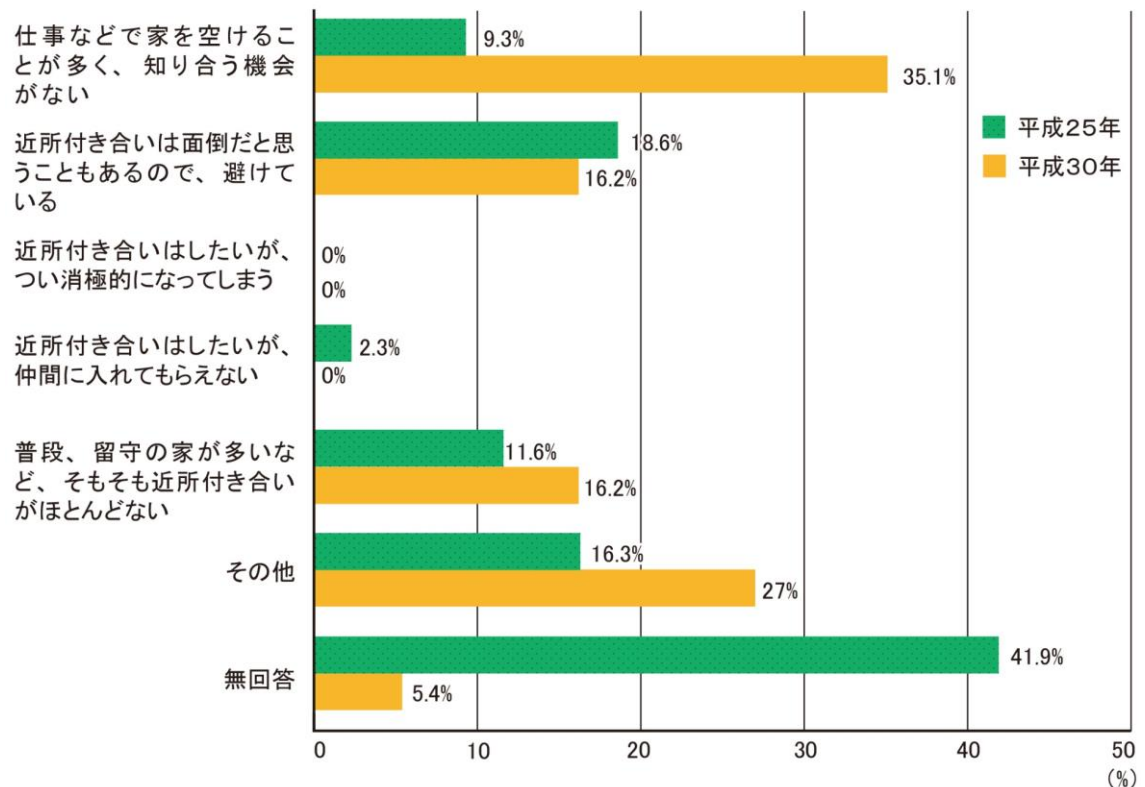


第1章 計画策定にあたって

問 10. あなたは、現在、どの程度近所付き合いをされていますか。【〇は1つだけ】



問 10-1. 問 10 で「4. ほとんどあいさつもしない。」「5. 近所に誰がいるか知らない。」と答えた方にお伺いします。ほとんど付き合いをされていない理由は何ですか。【あてはまるものすべてに〇】



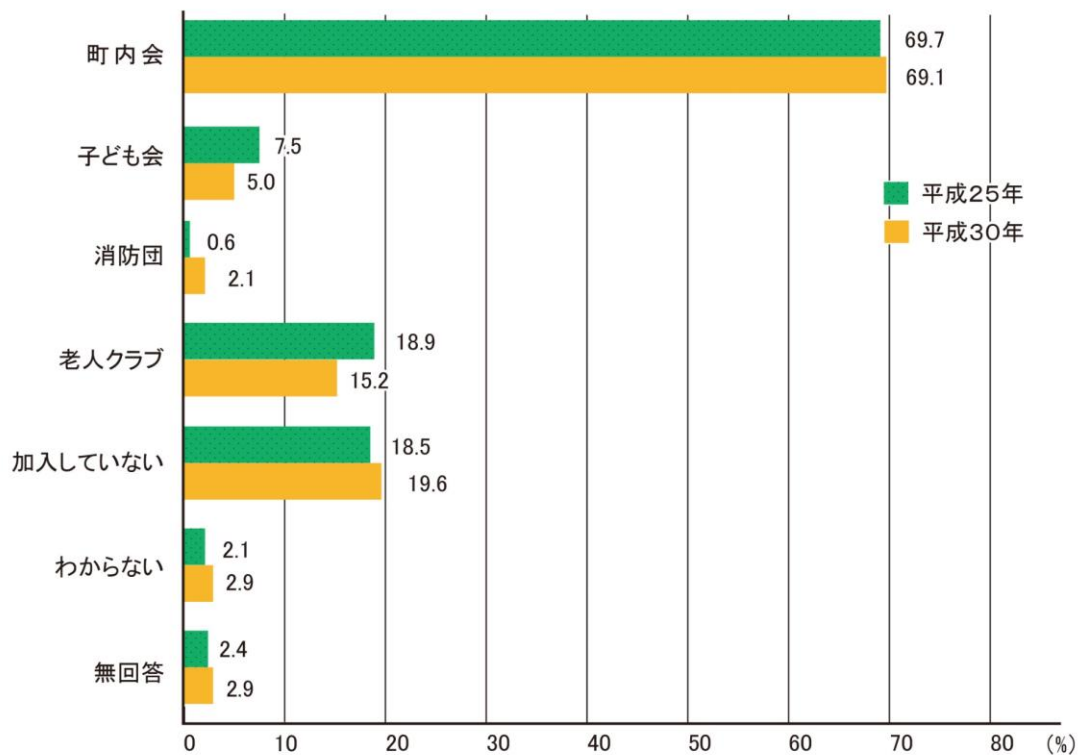
第1章 計画策定にあたって

問9の住人同士の交流については、「あまり盛んではない」「盛んではない」が、「盛んである」「やや盛んである」という積極的な回答を上回る結果となり、問10の近所付き合い程度については、「あいさつだけ」が29.8%、「世間話をする程度」が43.9%となっており、全体の7割は、あいさつや世間話くらいの状況が一般的な現状のようです。具体的に助け合いまで発展している例は21.6%で、平成25年と比べると減少しています。

問10-1のほとんど付き合いをしない理由として、「仕事などで家を空けることが多く、知り合う機会がない」という回答が平成25年と比べると約4倍に増加しています。また、「普段留守の家が多いなど、そもそも近所付き合いがほとんどない」も4.6%増加しており、地域において顔を合わせる機会そのものがなくなっていると考えられます。

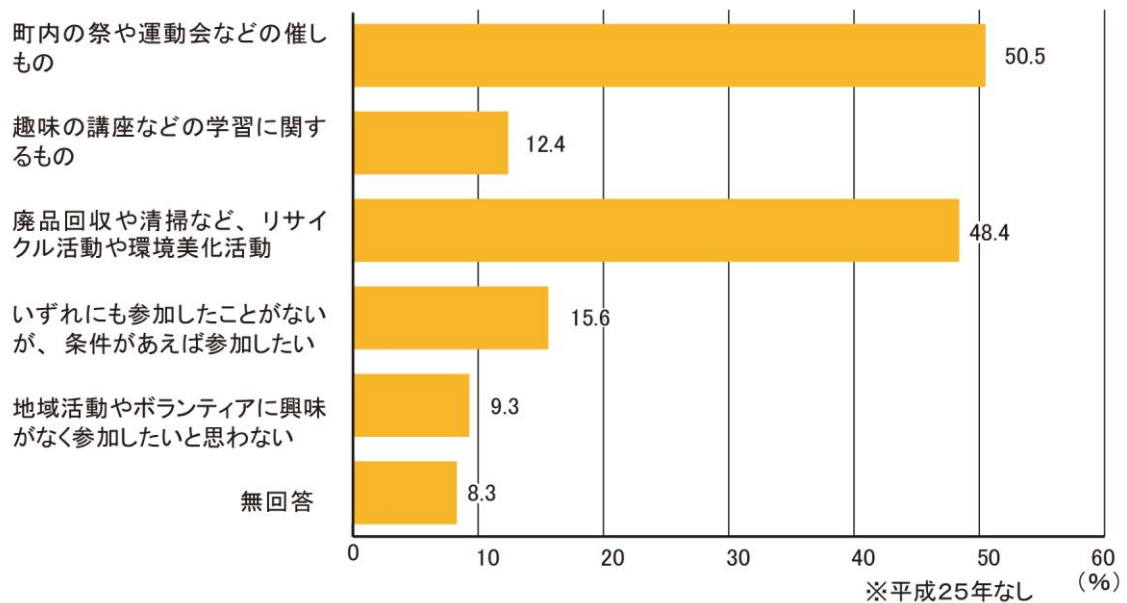
災害時や緊急時に備えるという意味でも、近所付き合いの必要性について理解し、さらに付き合いを深めていくことが必要です。そのためにも、交流から相談や支援につながる地域の場づくりが必要です。

問11. あなたは、下記のいずれかに加入していますか。【あてはまるものすべてに○】



第1章 計画策定にあたって

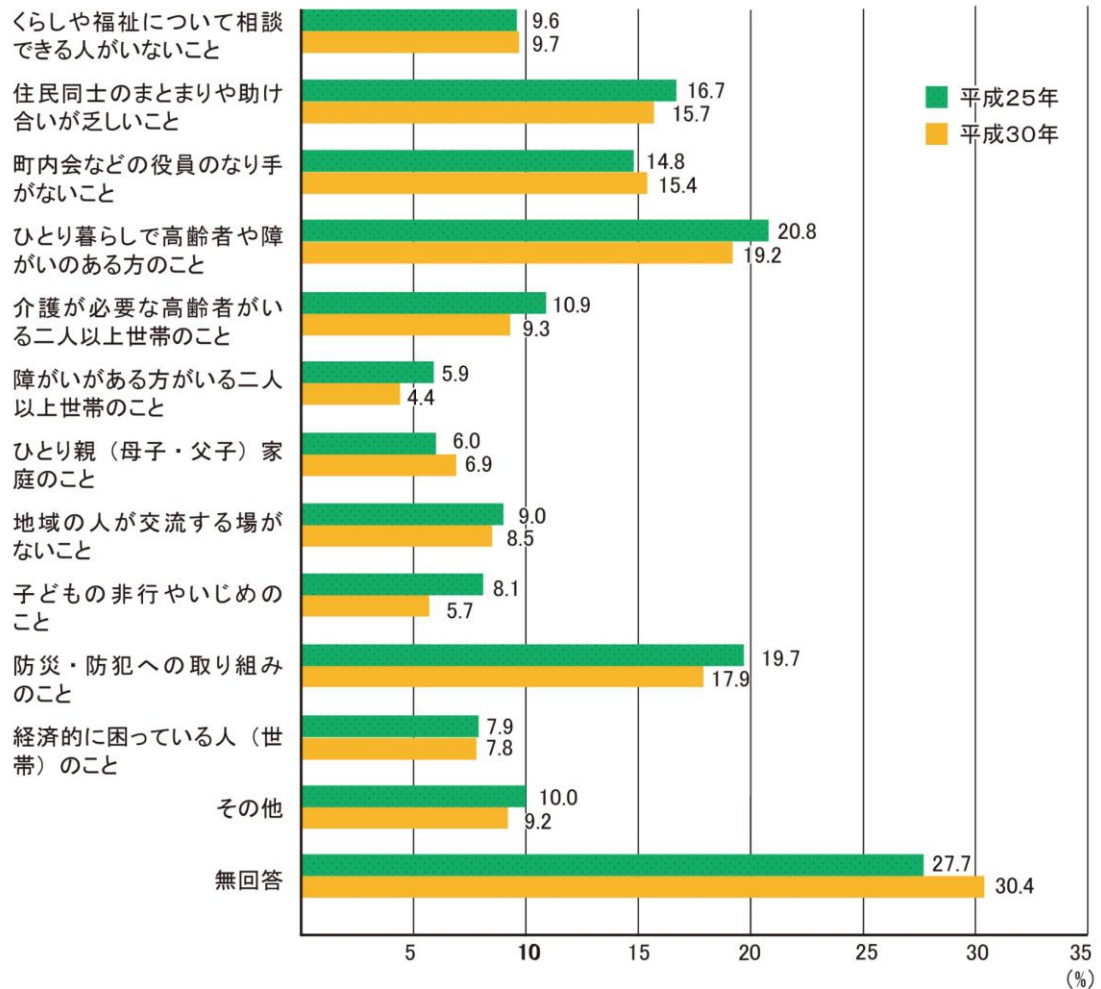
問 12. あなたは、現在住んでいる地域で次のような地域活動やボランティアに参加したことがありますか。【あてはまるものすべてに○】



問 11 の地域活動への参加状況は、大差はなく、問 12 において、約半分の人々が催しもの、廃品回収、美化活動などの単発的なイベントには参加していることがわかりました。

第1章 計画策定にあたって

問 13. あなたが住んでいる地域のことで「何とかしなければならない」と感じている問題はありますか。【あてはまるものすべてに○】



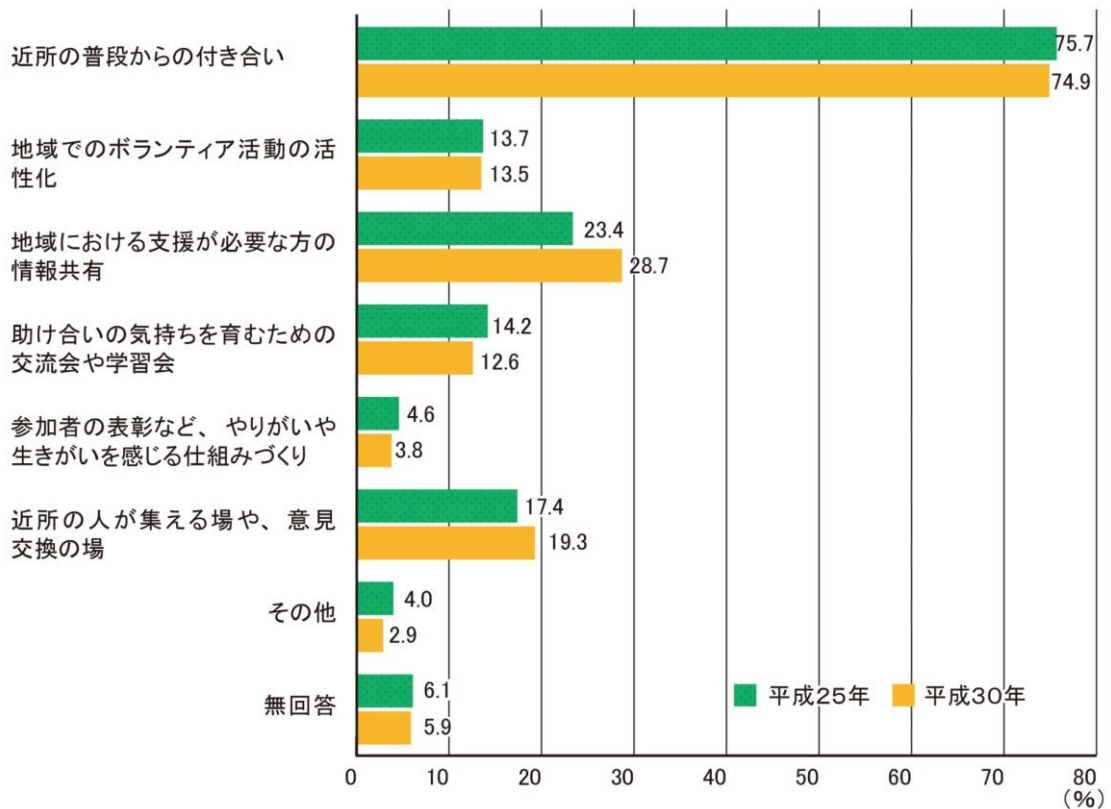
「ひとり暮らしで高齢者や障がいのある方のこと」、「防災・防犯への取り組みのこと」について、約20%の方が何とかしなければならないと考えているとともに、「住民同士のまとまりや助け合いが乏しいこと」や「町内会などの役員のなり手がないこと」に対しても約15%の方が危機感を持っています。

しかし、その一方で、約3人に1人が無回答であり、地域に対する関心の薄さがうかがえます。

地域のことを我が事として捉えていただき、さまざまな地域課題に協力して取り組む体制づくりが必要といえます。

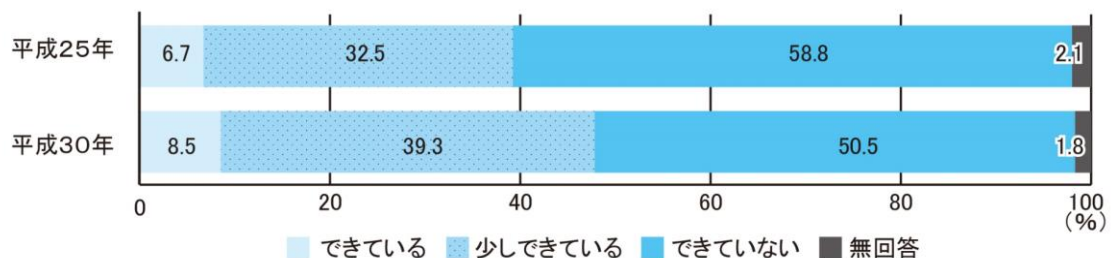
第1章 計画策定にあたって

問 14. あなたは、ご近所、地域での「助け合い、支え合い」を広げていくために必要なことは何だと思いますか。【特に必要と思うもの2つに○】



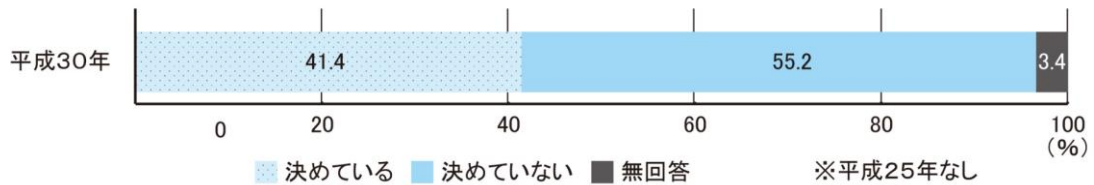
問 14 では、「助け合い、支え合い」を広げていくには、「近所の普段からの付き合い」が大切と考える方が 74.9% ですが、その付き合いを育むためには、近所の人が集える場や交流の場が必要であることが読み取れます。このことは、問 10-1 の結果とも関連しています。

問 15. あなたは、災害時の非常用持ち出し品について、日常から準備できていますか。【○は1つだけ】

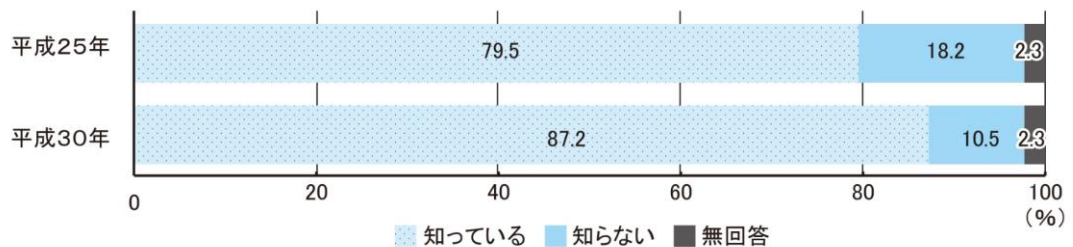


第1章 計画策定にあたって

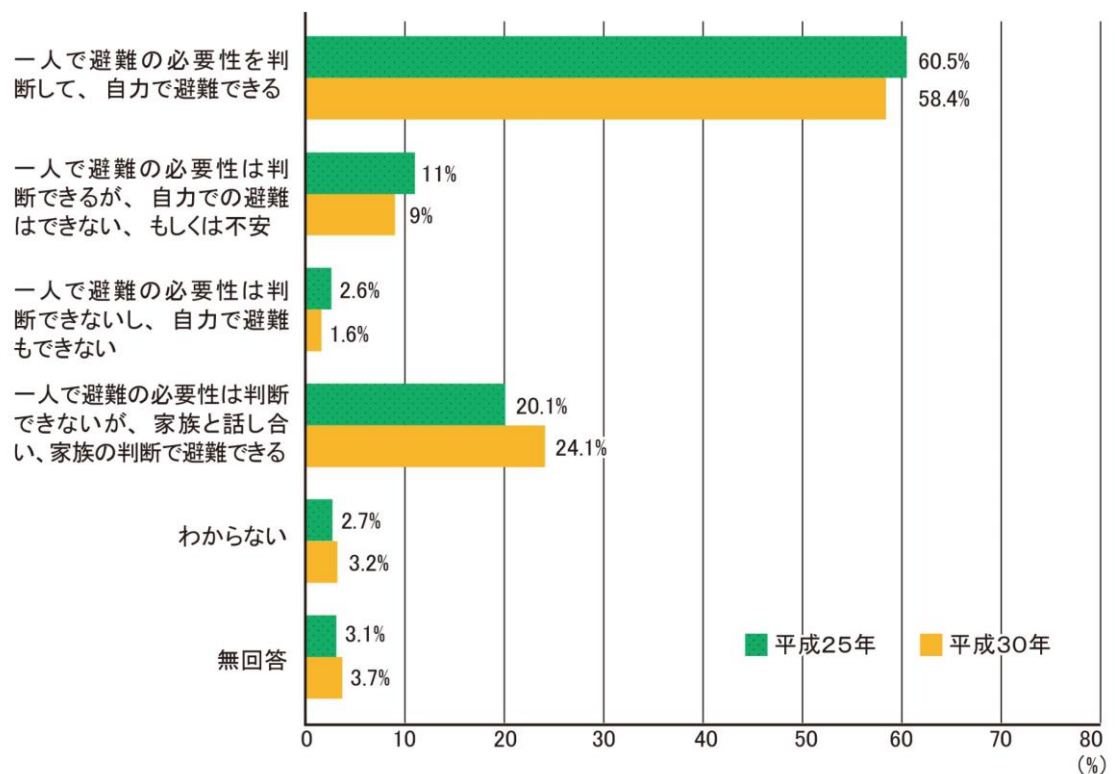
問 15-1. あなたは、災害時の家族や身内との連絡方法を決めていますか。【どちらかに○】



問 16. あなたは、災害時の避難場所を知っていますか。【どちらかに○】

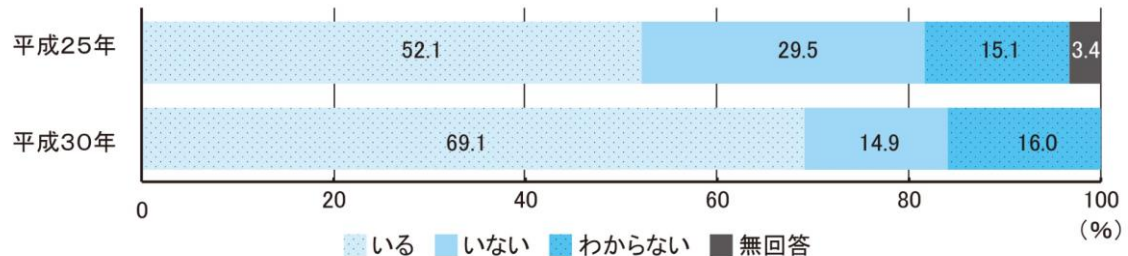


問 17. あなたは、災害が発生したときの避難について、どのように思われますか。【○は1つだけ】



第1章 計画策定にあたって

問 17-1. 問 17 で「2. 一人で避難の必要性は判断できるが、自力での避難はできない、もしくは不安である。」「3. 一人で避難の必要性は判断できないし、自力で避難もできない。」と答えた方にお伺いします。あなたは、災害が発生したとき、手助けしてくれる人がいますか。



問 15 の災害時の非常用持ち出し品については、日常から準備できていると答えた方は、「できている」と「少しできている」を合わせても 47.8%。「できていない」が 50.5%と多く、まだまだ災害に対する危機感が低いことがわかります。

問 15-1 の災害時における家族や身内との連絡方法について、決めている方は 41.4%で、半分にも満たっていません。災害は、家族が揃っている時に発生するとは限りません。あらかじめ、どの連絡方法を利用するのか、どの親戚や知人などに連絡するかということに併せて、連絡を取れない場合も考えて、待ち合わせ場所や避難場所を家族で決めておくことを周知する必要があります。

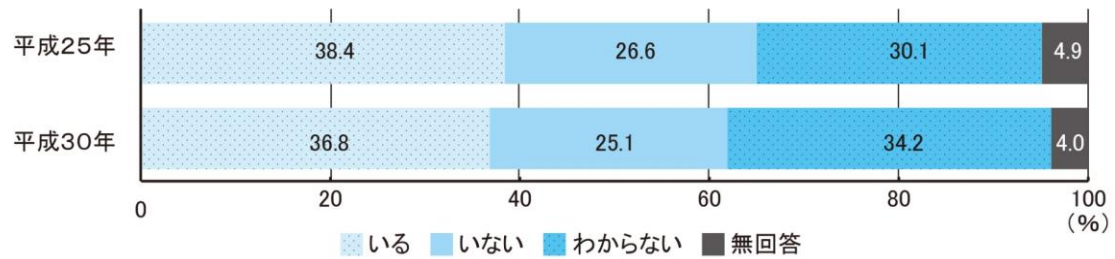
問 16 で、災害時の避難場所を知っていると答えた方は 87.2%で、防災対策の一つとしての意識が高いことがわかりました。「知らない」と答える方がゼロになるよう、徹底した周知が必要です。

問 17 の災害時の避難の判断と避難行動は、半数以上の方が、自分で判断し、自力で避難できると考えています。災害に対する危機感はあるが、避難時の連絡方法や、非常持ち出し品の準備など、具体的な避難行動への準備については、意識がまだ低いことがうかがえます。また、自力で避難できないと答えた方々は判断できる、判断できない合わせて約 1 割ですが、そのうち 3 割が「手助けをしてくれる人がいない」と回答しています（問 17-1）。地域において災害時の避難マップ※づくりに取り組むなど、地域で支え合う仕組みづくりを行い、誰が手伝うかまで具体的に準備していく必要があります。

※災害時に避難行動に支援が必要な方、いわゆる「避難行動要支援者」を、災害が発生したときに、誰が支援者として避難支援するのかを確認し、地域の危険箇所などの情報を地域住民で日頃から共有し、いざという時に備えるもの。

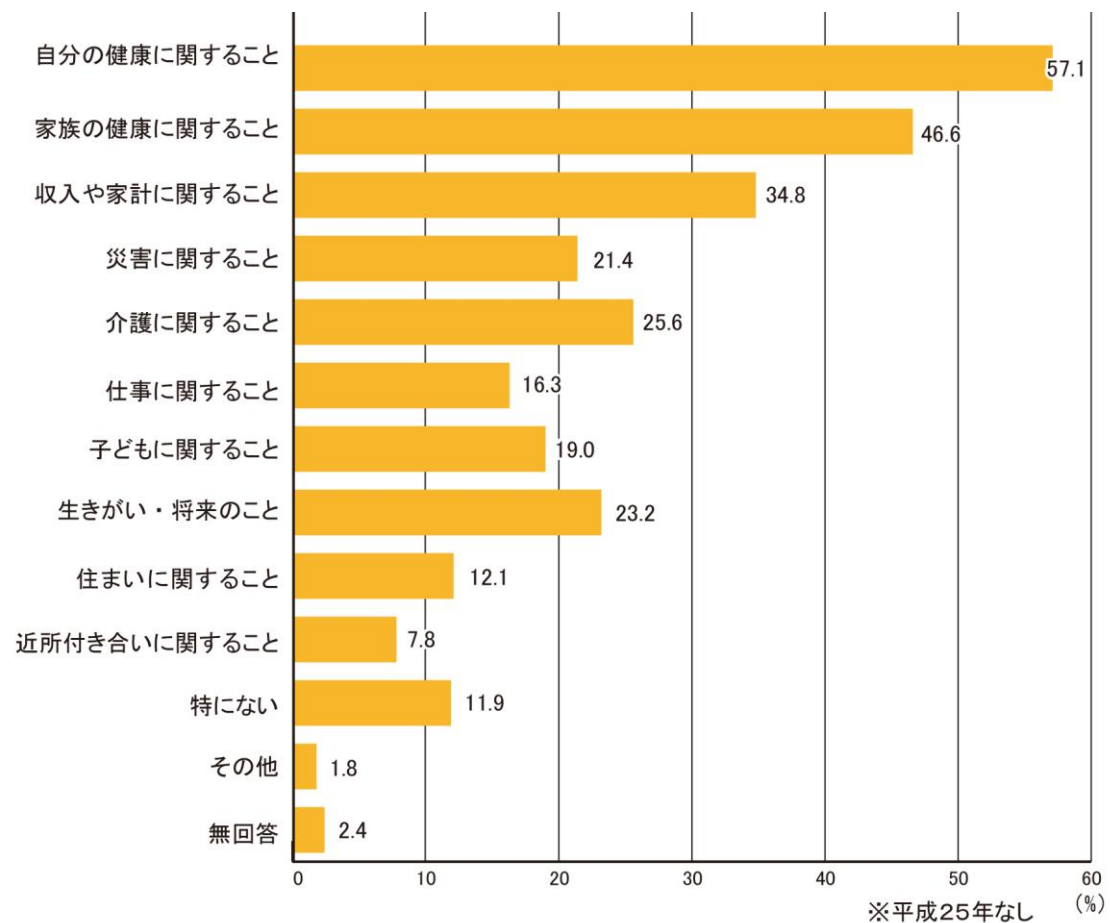
第1章 計画策定にあたって

問 18. あなたのご近所に、手助けを必要とする人が住んでいますか。【○は 1 つだけ】



どの回答も同じくらいの割合ですが、「わからない」が「いない」を上回り、近所にどんな人が住んでいるかわからないという状況は、都市部だけに言えることではないことがうかがえます。

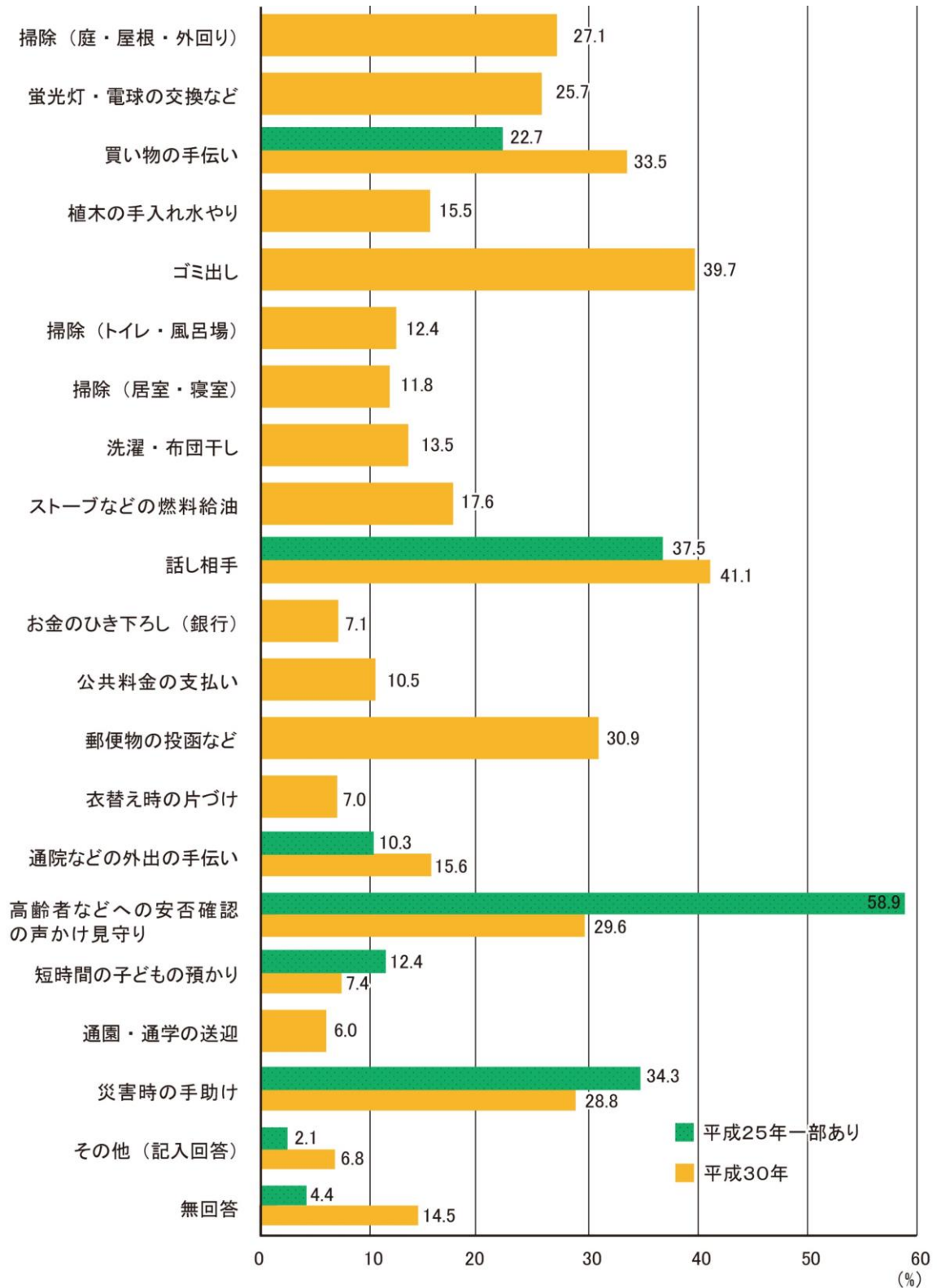
問 18-1. あなたは毎日の暮らしの中で、どのような悩みや不安を感じていますか。【あてはまるものすべてに○】



自分と家族の健康に関することの悩みや不安を感じている方が多く、健康に関心が高いことがわかりました。

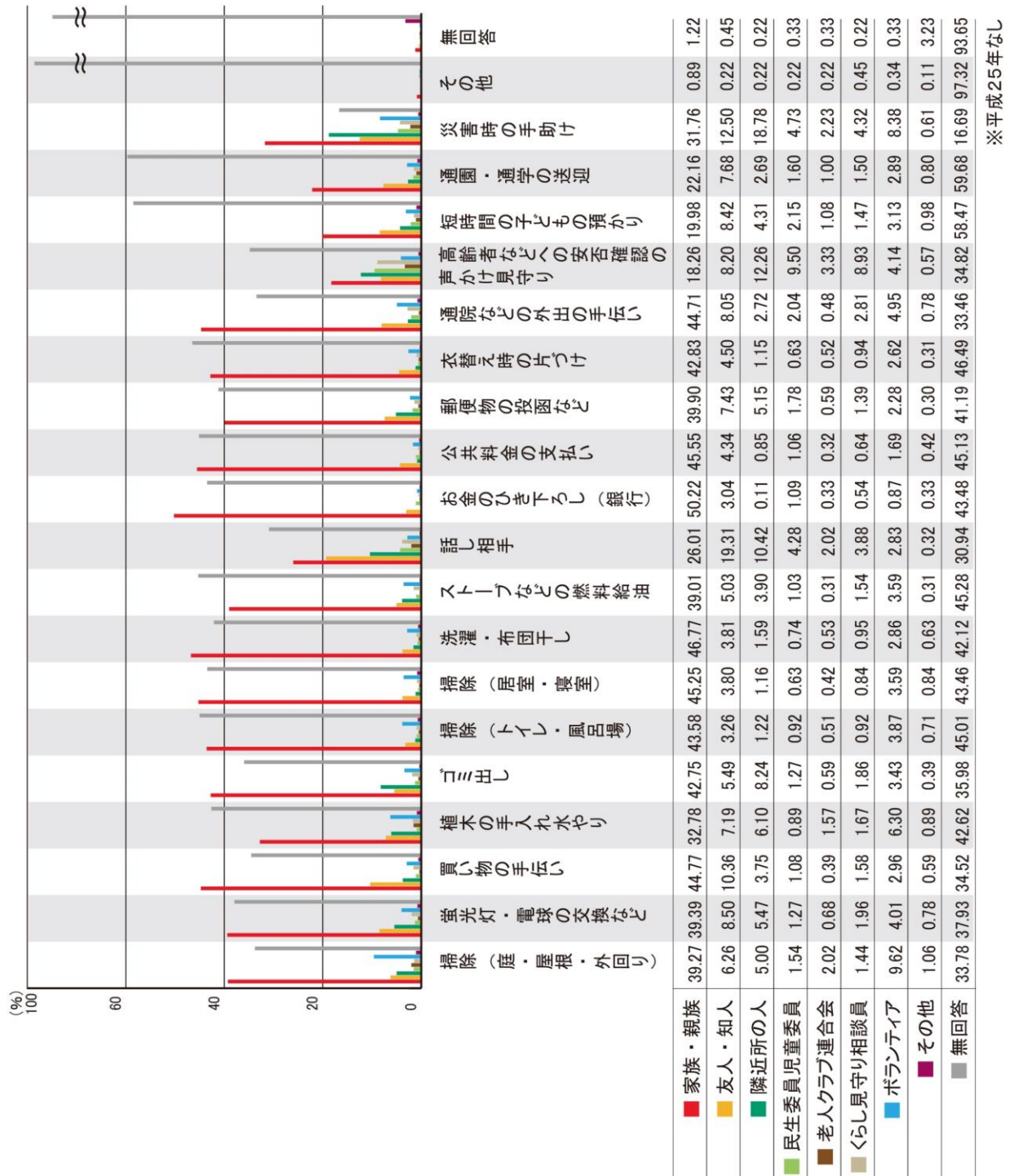
第1章 計画策定にあたって

問 19. あなたは、ご近所の人が、高齢や病気、子育てなどで日常生活が不自由になったとき、『手助けできる』と思うことがありますか。【あてはまるものすべてに○】



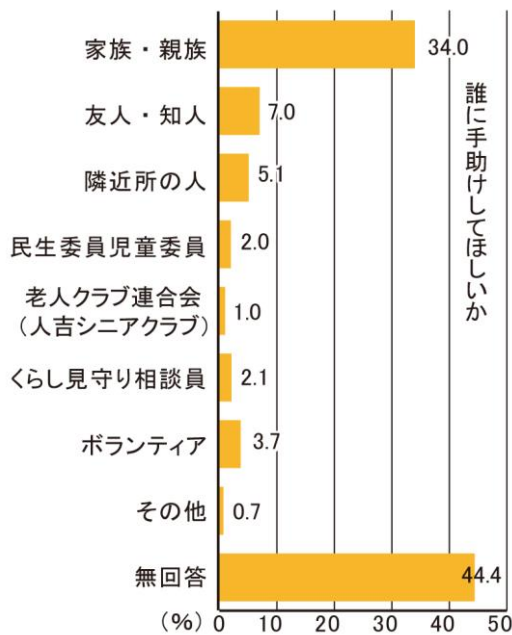
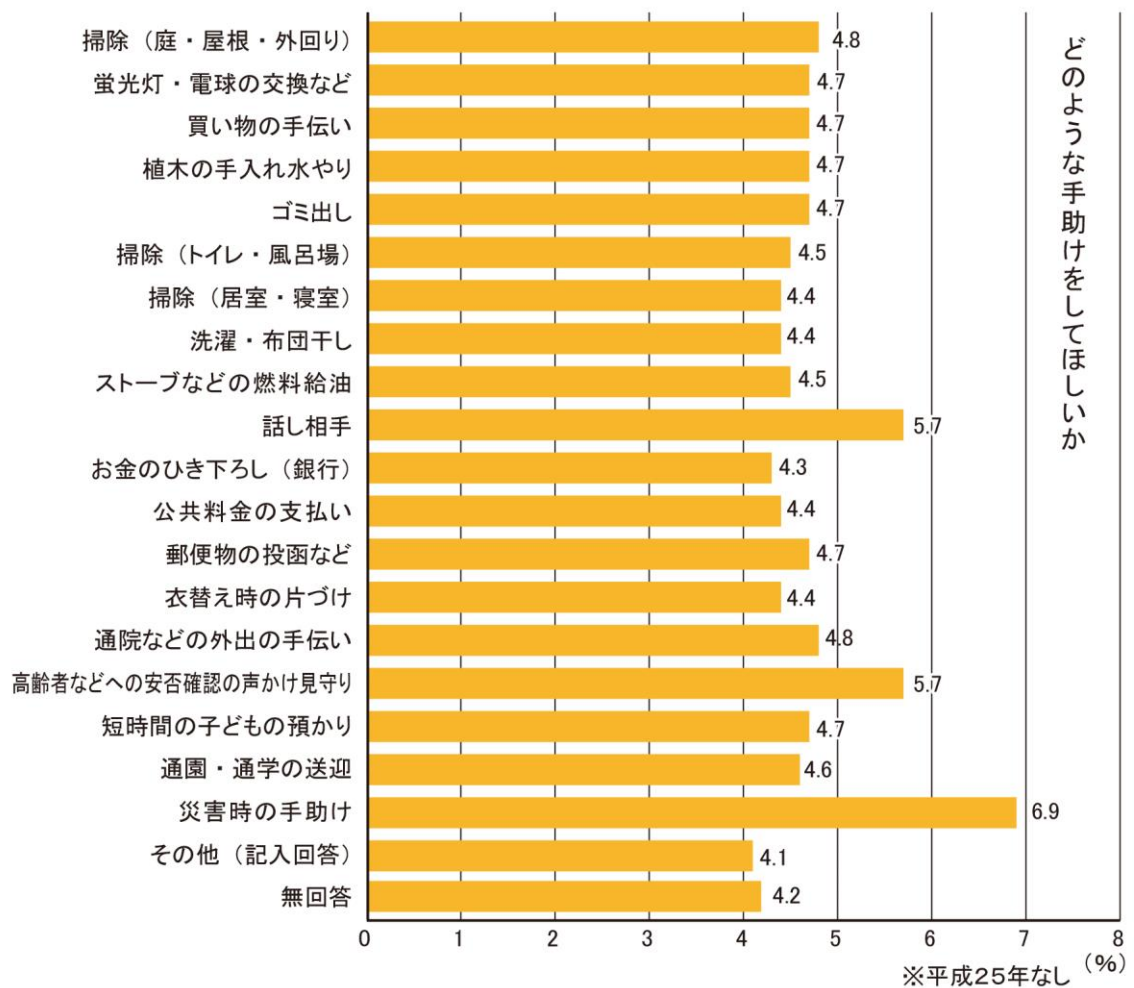
第1章 計画策定にあたって

問20. あなたやご家族が、高齢や病気、子育てなどで日常生活が不自由になったとき、地域でどのような『手助けをしてほしい』と思いますか。『手助けをしてほしい』と思う項目番号に○をつけてください。また、『手助けをしてほしい』と思う項目について、誰にしてほしいかあてはまるものに○をつけてください。(ここでいう「手助け」とは、介護保険サービスや障がいのある人への支援サービス、保育所などの制度に基づく公的なサービス以外のものをいいます。)



※平成25年なし

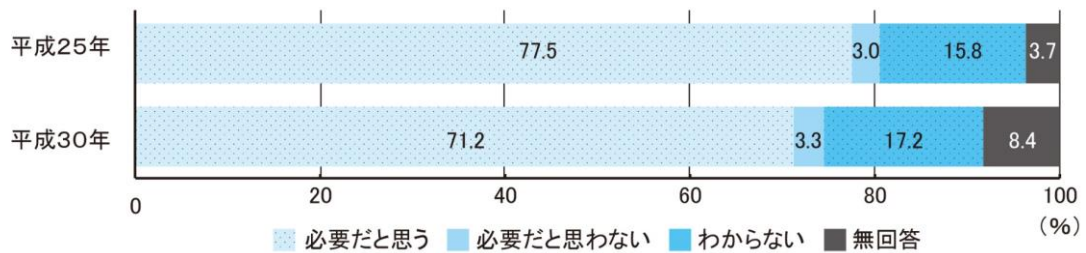
第1章 計画策定にあたって



問19と問20、二つの質問は選択肢の内容を合わせ、手伝える側と求める側のニーズの意識の差が明らかになりました。「話し相手」や「安否確認」、「災害時の手助け」などの依頼先は、ご近所や民生委員児童委員、ボランティアなどですが、ほとんどの身の回りの事の依頼先は、「家族・親戚」が主となっており、生活上の身近に密着した支援については、家族頼みの現状が分析できます。

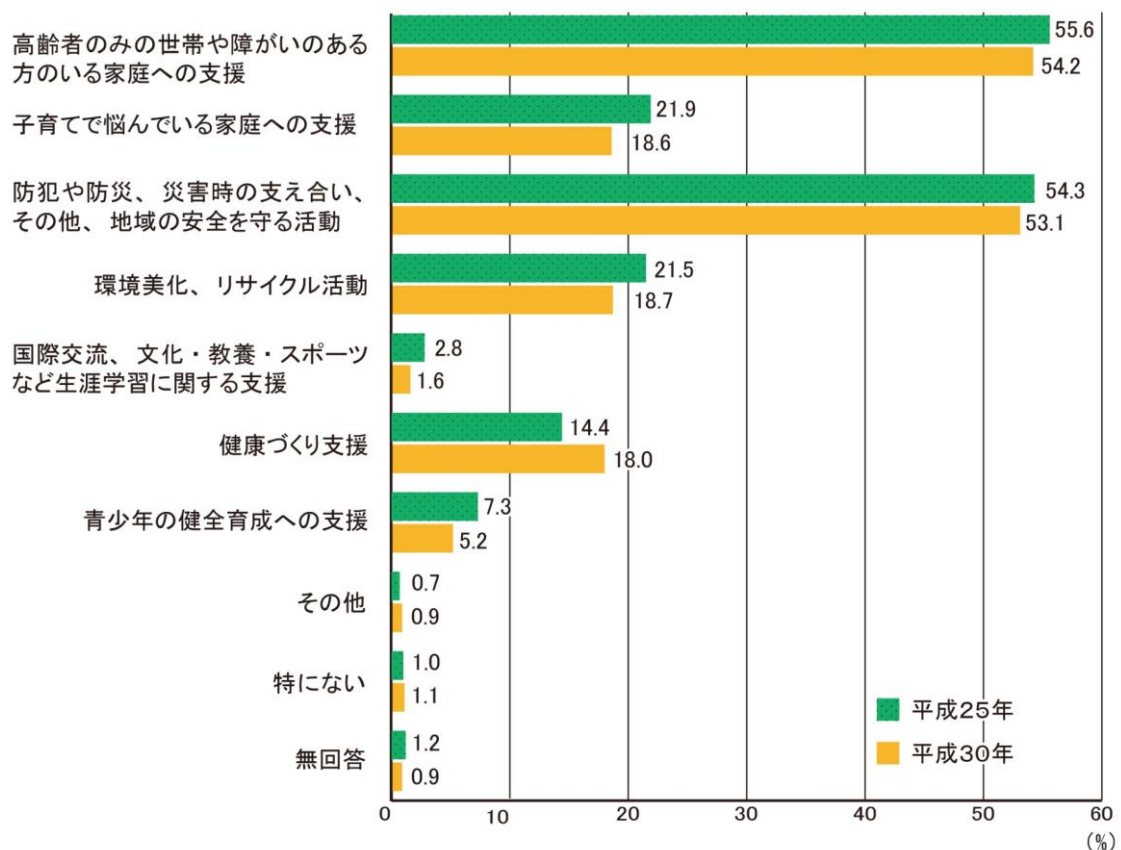
第1章 計画策定にあたって

問 21. あなたは、地域社会で起こる問題に対して、地域住民の自主的な協力関係が必要だと思いますか。【〇は1つだけ】



地域住民の自主的な協力関係について「必要だと思わない」と答えた方は3.3%と非常に少なく、「必要だと思う」と答えた方が70%以上を占めており、「共助」の意識の高さがうかがえます。一方で、「わからない、無回答」の割合が増加しており、問 13 と関連して協力体制の再編が課題として浮かび上がります。

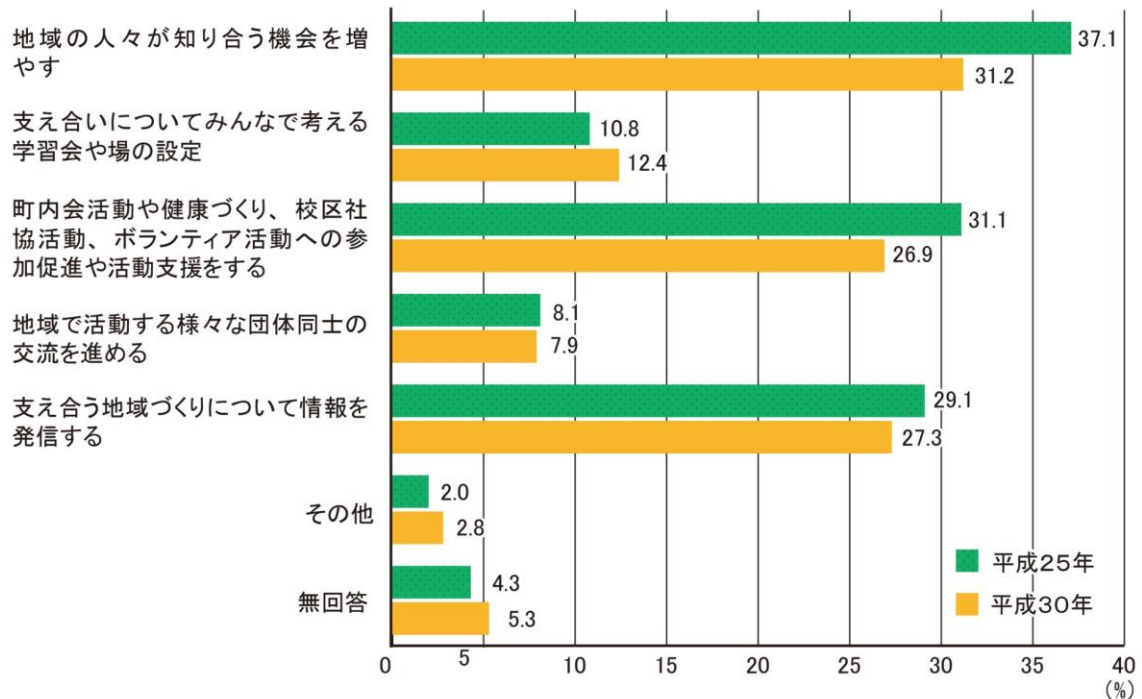
問 21-1. 地域の人たちが、協力して取り組んでいくことが特に必要な問題は、どのようなことだと思いますか。【〇は3つまで】



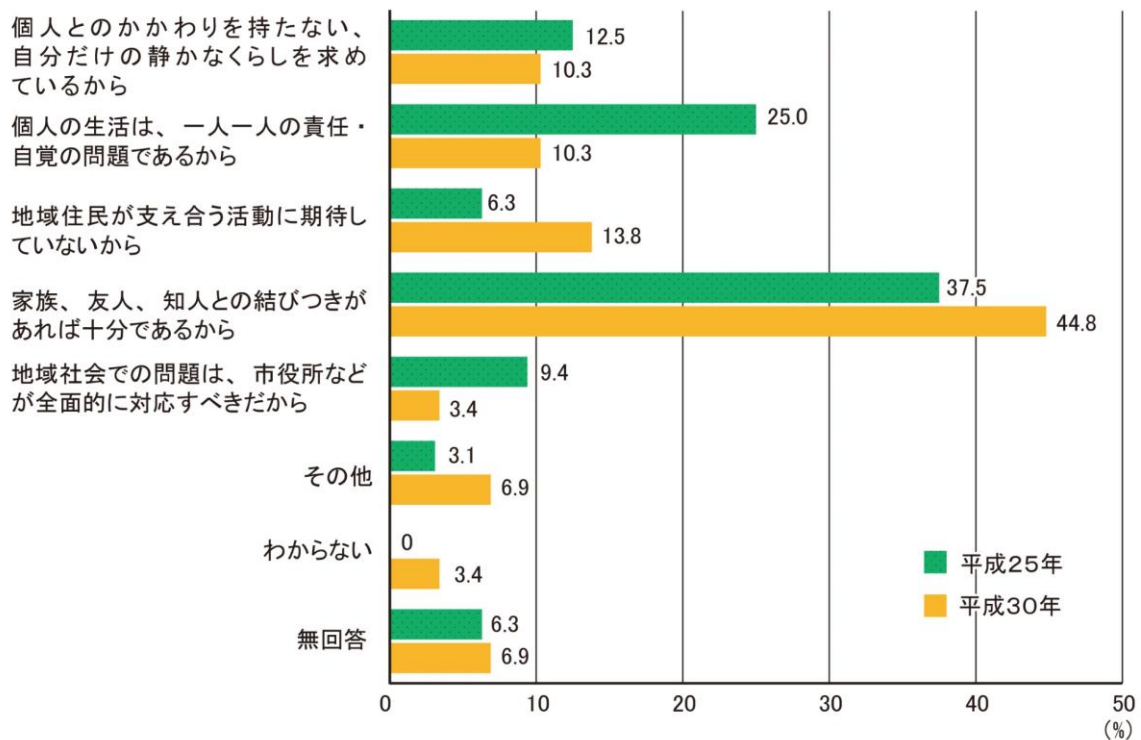
共助を進める分野については、①高齢者・障がいのある人への支援②防犯・防災③子育て家庭への支援④環境美化⑤健康づくりが、主なところとなっており、平成 25 年とほとんど変わりはありませんが、「健康づくり支援」の割合が増加しています。

第1章 計画策定にあたって

問21-2. 地域住民がともに支え合う地域づくりを進めるために、人吉市はどのような支援を行う必要があると思いますか。【〇は2つまで】



問21-3. 問21で「2. 必要だと思わない」と回答された方のみお答えください。必要だと思わない理由はなんですか。【〇は1つだけ】

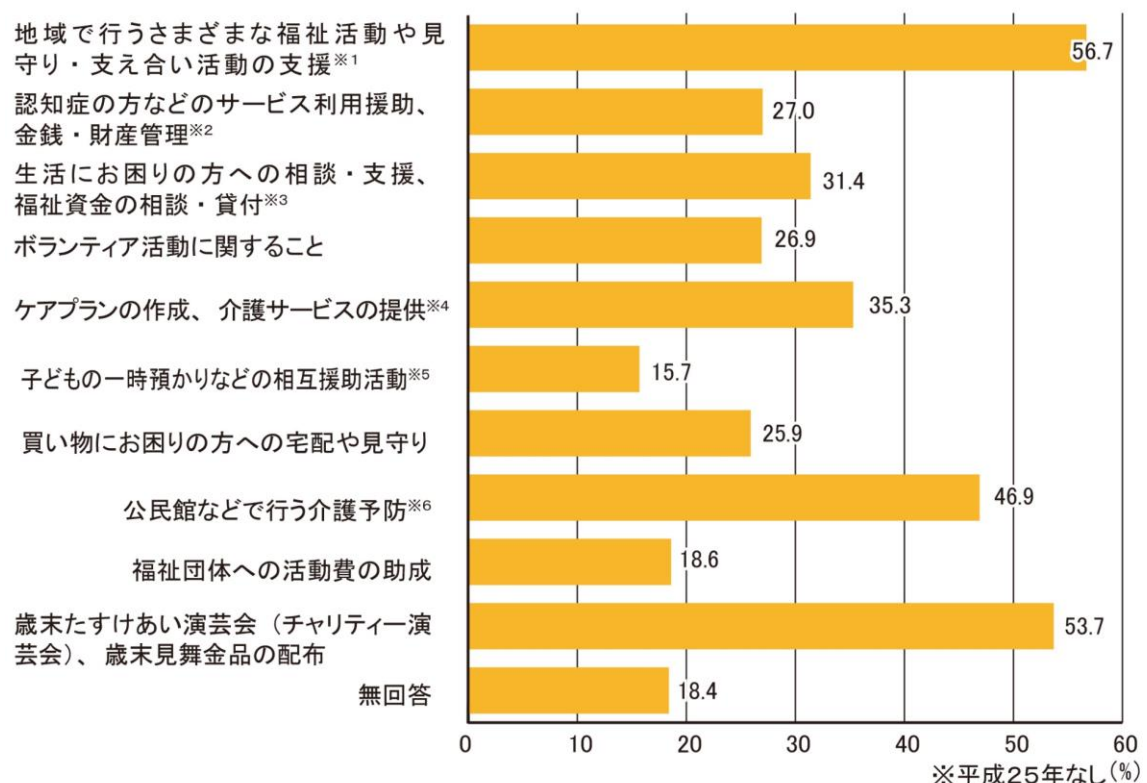


第1章 計画策定にあたって

問 21-2 では、人吉市が行うべき支援については、約 30%の方が「地域の人々が知り合う機会を増やす」「町内会活動や健康づくり、校区社協活動、ボランティア活動への参加促進や活動支援をする」「支え合う地域づくりについて情報を発信する」を挙げていますが、いずれも平成 25 年の数字から減少しており、支え合う地域づくりの姿が不明確になっていると考えられます。

問 21-3 では、地域住民の自主的な協力関係は必要ないと答えた方の理由を掲載していますが、必要がないと答えた理由は、「家族、友人、知人との結びつきがあれば十分」と「個人の生活は、一人一人の責任・自覚の問題だ」と考える方が 55.1%になり、まったく他人とかかわりを持たないわけではないが、地域の人との協力関係よりも自分の周りの結びつきを大切にすることがうかがえます。

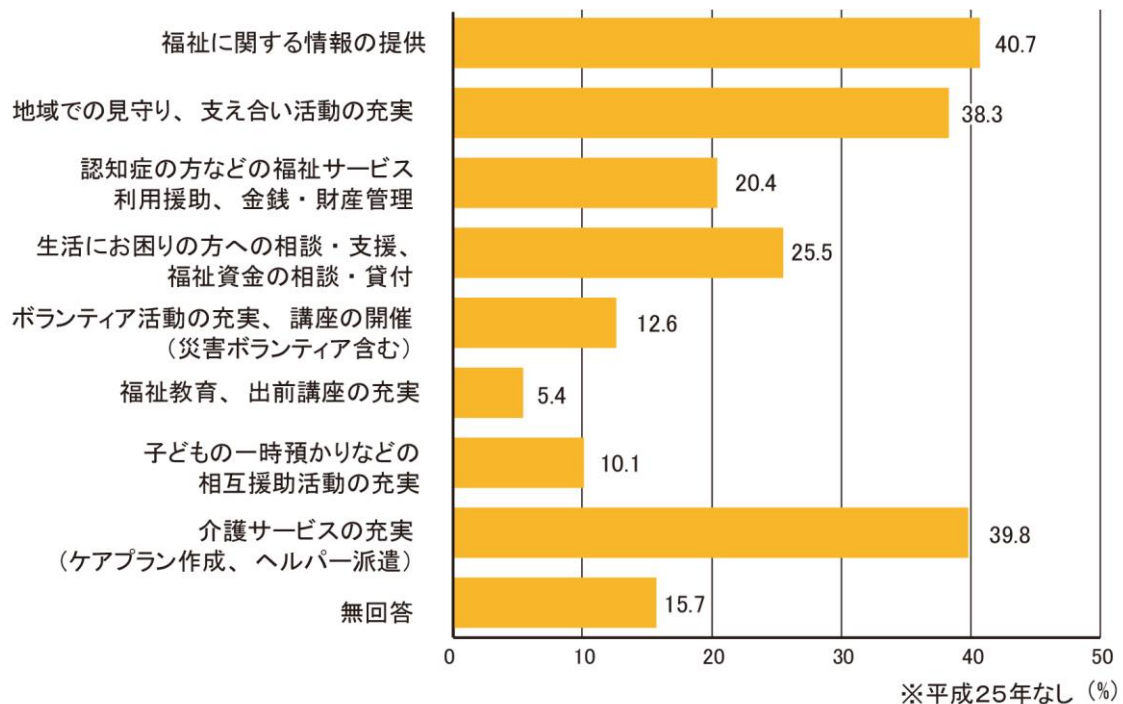
問 22. 人吉市社会福祉協議会は、主に次のような活動を行っています。知っているものはありますか。 【あてはまるものすべてに○】



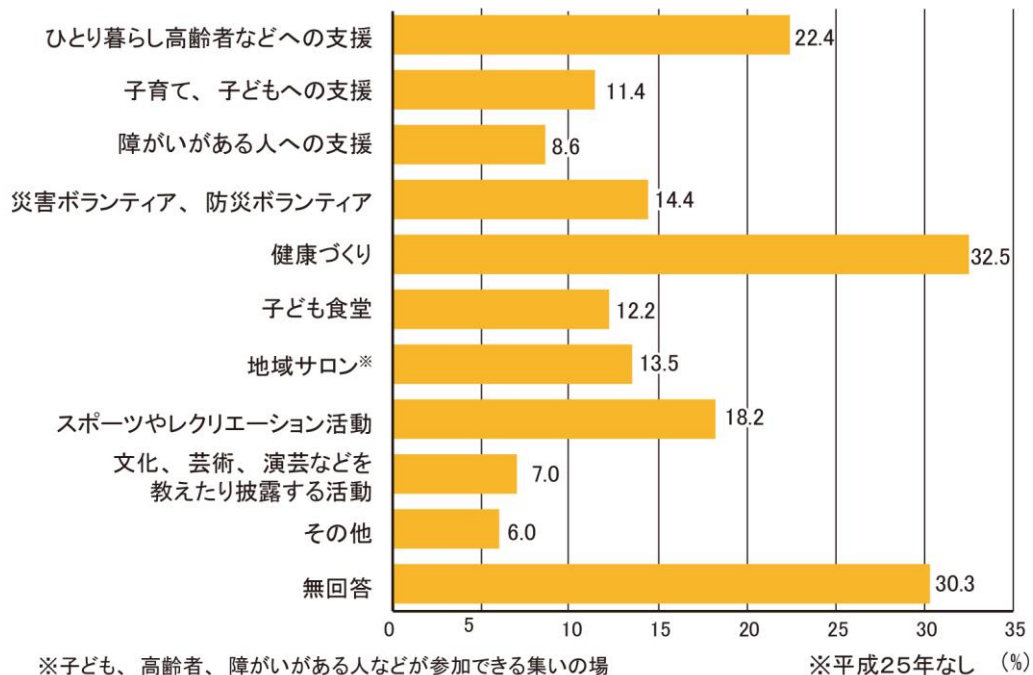
※1) 校区社協の活動支援、小地域ネットワークの推進・ミニサロン、くらし見守り相談員、安心生活応援団、生活支援体制整備事業) ※2) 人吉球磨成年後見センター、地域福祉権利擁護事業 ※3) ひとよし困りごと支援センター ※4) 居宅介護支援事業所、訪問介護事業所 ※5) ファミリーサポートセンターひとよし ※6) デイサロン

第1章 計画策定にあたって

問 23. 人吉市社会福祉協議会が行う活動の中で、今後どの分野での充実を希望しますか。【〇は3つまで】

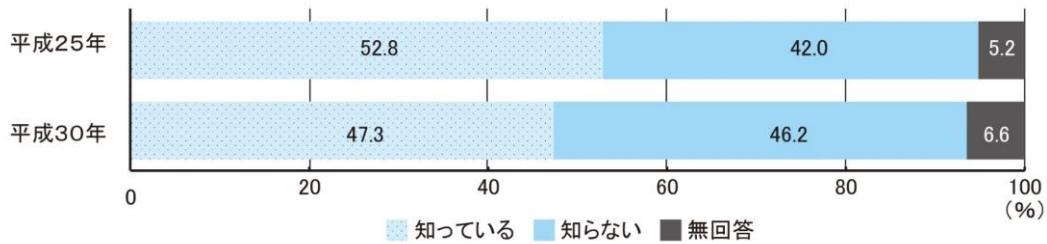


問 24. あなたが興味のある、または参加してみたいと思うボランティアや、地域福祉活動はありますか。【〇は3つまで】

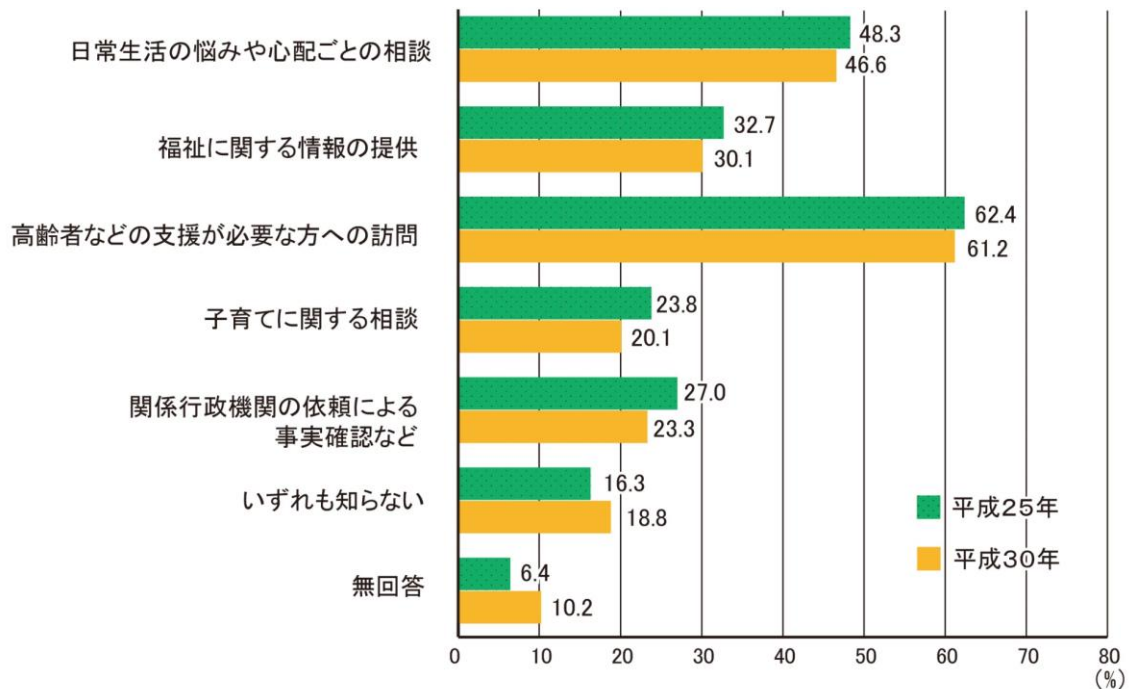


第1章 計画策定にあたって

問 25. あなたがお住いの地区の担当民生委員・児童委員を知っていますか。【○は1つだけ】



問 26. 民生委員児童委員は、社会奉仕の精神をもって、誰もが安心して暮らすことのできる地域社会づくりをめざして、さまざまな活動を行っています。民生委員児童委員が行う活動として、知っている内容を選んでください。【あてはまるものすべてに○】

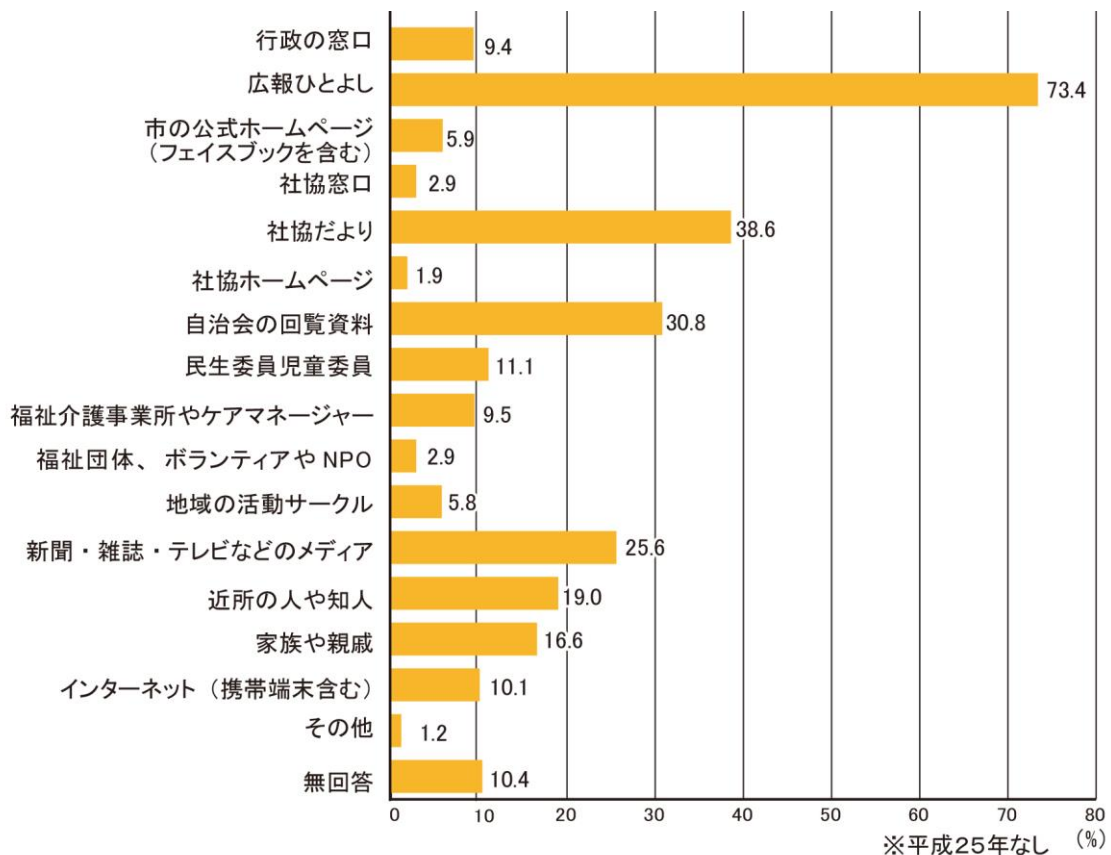


民生委員児童委員を知っているかという問 25 で、「知らない」が約半分を占める結果となり、5年前より増加していることについて、重く受け止める必要があるといえます。

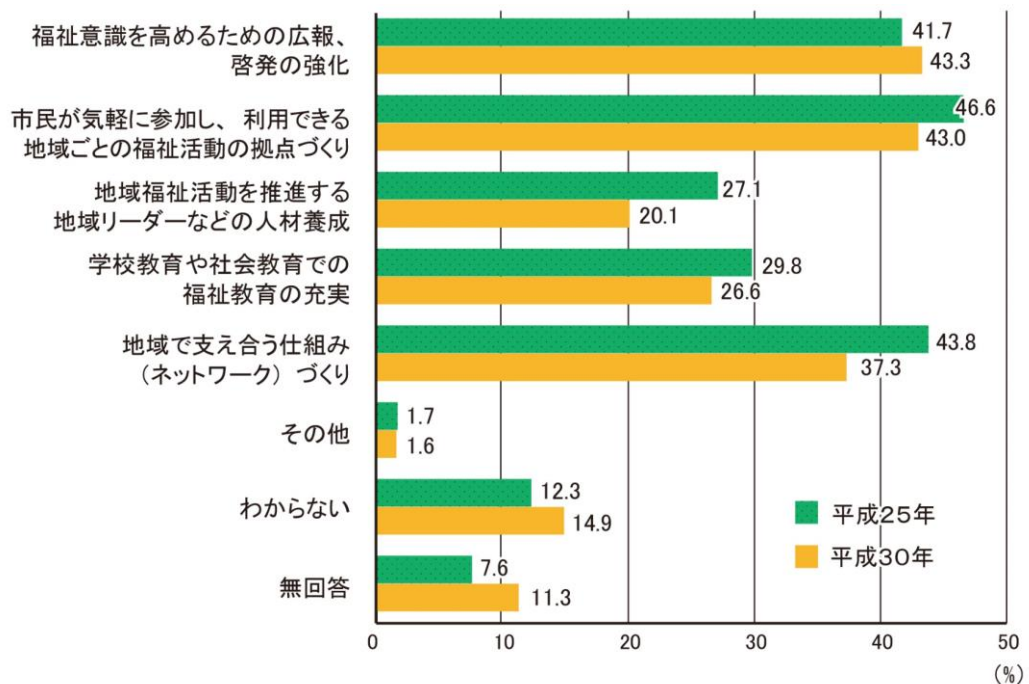
民生委員児童委員は、地域福祉の担い手として住民個々の相談に応じ、その生活課題の解決にあたるとともに、地域全体の福祉増進のための活動にも取り組んでいます。行政や社協などの専門機関との連携による相談体制の強化など、地域住民が民生委員児童委員に相談しやすい体制づくりを推進していく必要があります。

第1章 計画策定にあたって

問 27. 福祉に関するサービスについて必要な情報をどこから入手していますか。【あてはまるものすべてに○】



問 28. 地域で支え合うまちづくりをすすめるためには、あなたは今後、何が必要だと思いますか。【主なもの3つに○】



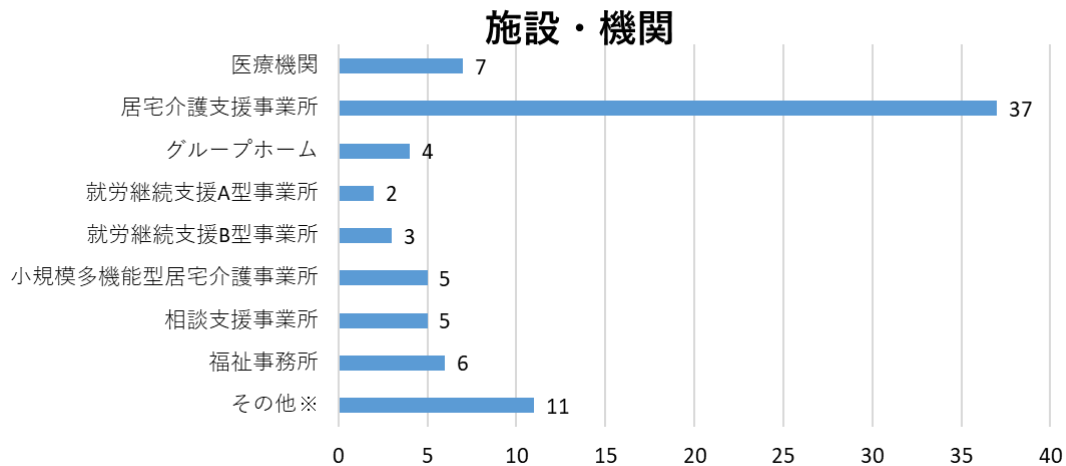
第1章 計画策定にあたって

■専門職アンケート調査の実施概要

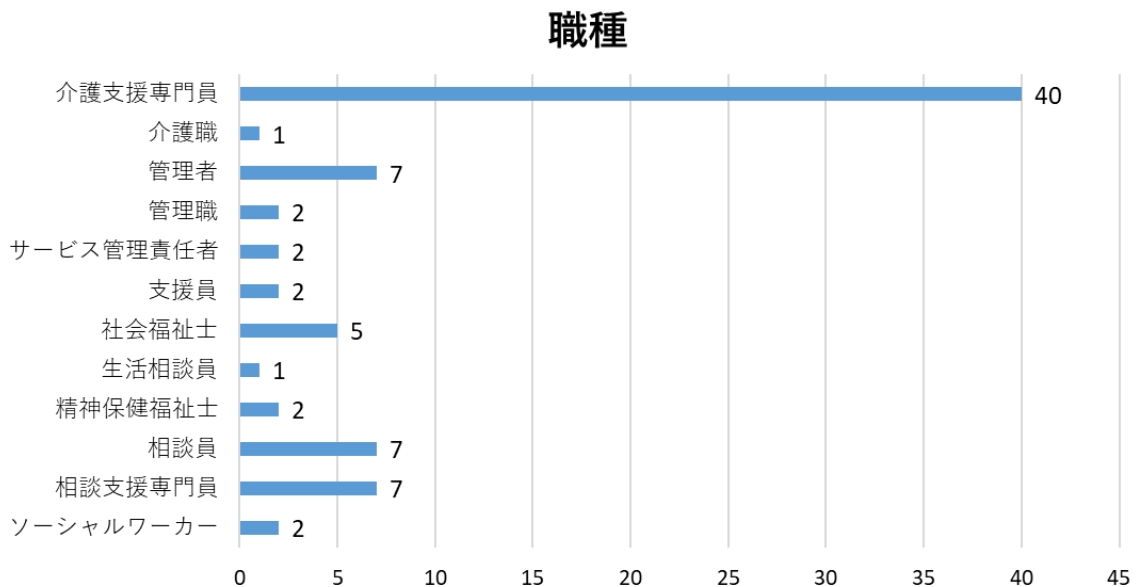
調査対象者	人吉市の福祉関係従事者で地域住民の相談業務に携わっている職員 114人
調査方法	対象者に郵送および直接配布による依頼。記入後、返信用封筒で返送 または直接回収。
調査期間	令和元年10月15日（火）から令和元年10月25日（金）
回収数	80人
回収率	70.2%

※問5～7（自由記述欄）については、巻末の資料編116ページ～119ページに掲載しています。

問1. あなたが従事されている施設・機関および職種を教えてください。

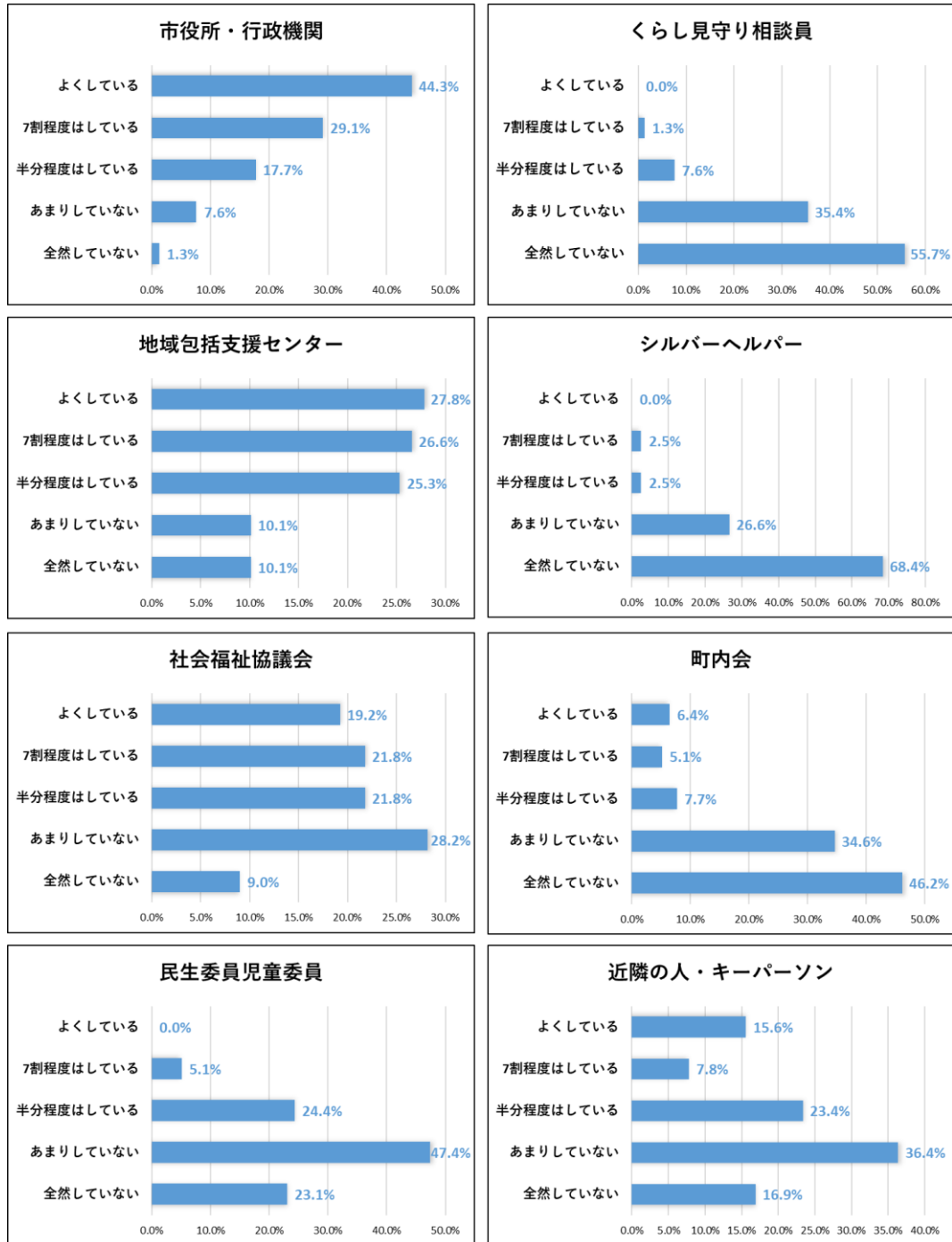


※その他の施設・機関（障害児通所支援事業所・障がい者相談支援事業所・ケアプラン作成所・児童発達支援センター・医療療養型病院・介護計画作成所・介護老人福祉施設・地域生活支援センター・通所介護・特定相談支援事業所・特別養護老人ホーム）



第1章 計画策定にあたって

問2. 各関係機関とはどの程度連携していますか。



問2の質問では、福祉に関する相談などにおける連携について、公的機関との連携はその必要性から連携できているとの回答が多数を占めました。地域における相談員や関係者などとの連携は、あまりしていない方が非常に多く、相談したいが個人情報の問題からあまりしていないという意見が多くありました。また、民生委員児童委員や暮らし見守り相談員という言葉は知っているが、誰が担当なのかわからないという意見も多くありました。個人情報の問題も考えながら、関係者が連携できる体制を整える必要があります。

第1章 計画策定にあたって

問2-2. 問2で「あまりしていない」「全然していない」と答えた理由を教えてください。

市役所・行政機関

- 医療・福祉関係以外の方とは共通事項がない。
- どのように連携していけばよいのかわからない。
- 介護申請等、各申請に関することがほとんど。

地域包括支援センター

- 年齢的に該当される方が少ないため。
- 事業所のケアマネからの相談がほとんど。
- 関係している職種に接点がない。
- 障がい関係でのかわりが多い

社会福祉協議会

- 必要な時に連携をとっている。頻度が少ない。
- どのように連携していけばよいのかわからない。
- 社会福祉協議会を窓口とするサービスの活用がない為、どのようなサービス、事業があるのか把握できていない。
- 現在、権利擁護事業や、高齢者世帯独居のケースがない。
- 権利擁護の方がおられる時は連携する。

民生委員児童委員

- 本人、家族が望まない。
- 連携をとらなければならない思いながら行っていませんでした。
- たまに相談することはあるが、協力支援をしていただけない場合もあった。
- 地域のどなたが民生委員児童委員なのかわからない。
- 以前はよく交流していましたが、個人情報が強くなるようになってから、自ら働きかけることが少なくなりました。
- どのように連携していけばよいのかわからない。

くらし見守り相談員

- 誰が相談員なのかわからない。業務の性格上、対象者が望まなければ情報共有しづらい。
- 利用する機会やケースがないから。
- どのように連携していけばよいのかわからない。

シルバーヘルパー

- 利用者によっては近隣の人の協力を拒否したり、好まれなかったりすることも多く、協力依頼することがなくなった。存在は知っているし、協力していただけるが、利用者によってかわりが異なる。
- どのように連携していけばよいのかわからない。
- 存在を知らなかった。
- 活動内容を知らない。
- 交流不足。

町内会

- 各町内会にて協力性の温度差がある。
- 交流をする機会がなく、どうやって働きかけていこうかと話しているところです。まずは、民生委員児童委員の方との交流会に参加して、お互いに考えていることなど話し合ってから、町内の方々ともかわっていったらと思っています。
- あいさつを行い、現在、一緒にできることを協議中。

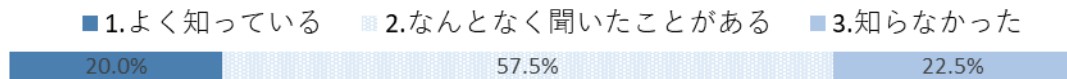
近隣の人・キーパーソン

- 家族の付き合いがある所は連携できる。
- 声掛け程度。
- 個人情報の取り扱いが困難で、あまりかわりたくない。

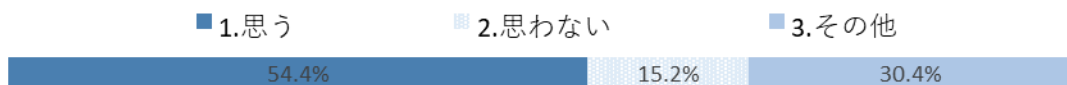
※一部抜粋

第1章 計画策定にあたって

問3. 各校区社協と町内会は、一人暮らしの高齢者の方等、生活に不安を持っている方が安心して生活を送ることができるように、小地域（各町内）で見守りや声かけといった住民同士のネットワーク活動を行っています（小地域ネットワーク活動）。このような活動が行われていることをご存じですか？



問3-2. 町内の話し合いで、地域での見守り対象者を確認する小地域ネットワーク推進会議に参加したいと思いますか？

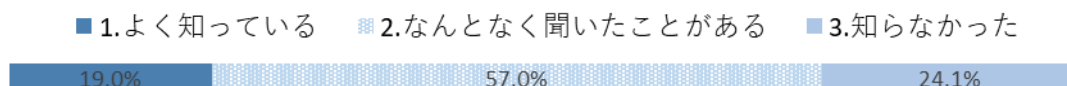


問3-3. 業務で関わっている方が、小地域ネットワーク活動の見守り対象となっているかご存じですか？



小地域ネットワーク活動について、「なんとなく聞いたことがある方」を含めると多くの専門職の方が知っていて、機会があれば参加を希望されている方も半数以上いました。生活の質や自分らしさを高めることは、公的なサービスではまかなえない部分であり、地域の互助で支えていかないといけないところでもあるので、今後、専門職の方に、ネットワーク活動の中で、サロン活動や推進会議に出席していただくなどの実践ができれば、地域の支え合いの向上が期待できます。

問4. 現在、人吉市は人吉市社会福祉協議会に委託し、住民同士の支え合いの地域づくり（生活支援体制整備事業）を行っています。これまで支え合いの地域づくりに取り組んできた各校区社協活動が基盤となり、地域住民が主体となって地域について話し合う場づくりや、介護予防を目的とした集いの場（地域サロン）での社会参加、ゴミ出しや買い物等、日常生活での困りごとを住民同士の支え合いで解決を図る取り組み（インフォーマルとしての社会資源）を進めています。ご存じですか？



「なんとなく聞いたことがある方」を含めると、7割以上の方が知っているという結果に。どの町内でもネットワーク会議が開催できるようになって、専門職の方と連携することができれば地域課題の解決や、見守り、支援活動の質の向上が期待できます。